

# 商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 土居 昌弘

## 1 日 時

平成26年3月20日（木） 午後1時02分から  
午後4時36分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

土居昌弘、後藤政義、末宗秀雄、守永信幸、酒井喜親、久原和弘、河野成司

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

商工労働部長 西山英将、労働委員会事務局長 安東忠彦、  
企業局長 坂本美智雄 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第19号議案及び第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第4号議案、第5号議案、第14号議案、第15号議案及び第33号議案から第39号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
継続請願21については、継続審査とすべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情41について、質疑を行った。
- (4) 平成25年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について及び企業誘致の状況について、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 大久保博子

政策調査課政策法務班 主査 山崎久裕

# 商工労働企業委員会次第

日時：平成26年3月20日（木）13：00～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 労働委員会関係 13：00～13：30

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成26年度大分県一般会計予算  
(本委員会関係部分)

### (2) 諸般の報告

①平成25年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について

### (3) その他

## 3 企業局関係 13：30～14：30

### (1) 合い議案件の審査

第 19号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

### (2) 付託案件の審査

第 14号議案 平成26年度大分県電気事業会計予算

第 15号議案 平成26年度大分県工業用水道事業会計予算

第 37号議案 大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部改正について

第 38号議案 平成25年度大分県電気事業会計資本剰余金の処分について

第 39号議案 平成25年度大分県工業用水道事業会計資本剰余金の処分について

### (3) その他

## 4 商工労働部関係 14：30～16：30

### (1) 合い議案件の審査

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成26年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 4号議案 平成26年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

第 5号議案 平成26年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算

第 33号議案 大分県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部改正について

第 34号議案 権利の放棄について

第 35号議案 職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部改正について

第 36号議案 大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について

継続請願 21 四国電力伊方原子力発電所再稼働に反対する意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 41 原発再稼働反対等について

(4) 諸般の報告

①企業誘致の状況について

(5) その他

5 協議事項

6 閉 会

別 紙

## 会議の概要及び結果

**土居委員長** ただいまから、商工労働企業委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、ご了承をお願いします。

本日審査いただく案件は前回継続審査となりました請願1件、今回付託を受けました議案12件及び総務企画委員会から合い議のありました議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、労働委員会関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**安東事務局長** 労働委員会関係の当初予算について、ご説明を申し上げます。

お手元の平成26年度予算に関する説明書の278ページをお開き願います。

当労働委員会が関係する歳出科目は、第5款労働費第4項労働委員会費でありまして、予算合計額は、表の右上にありますように9,835万円であります。

その内訳としましては、第1目の委員会費1,330万5千円であります。

内容は、中ほどの事業名欄に記載のとおり、委員報酬の927万4千円と運営費の403万1千円であります。委員報酬につきましては、委員15名分の報酬、運営費につきましては、委員が行う不当労働行為事件の審査、労働争議の調整や個別労働関係紛争のあつせん、定例総会や各種会議への出席など委員の活動に要する経費でございます。

次に、第2目の事務局費8,504万5千円でございます。

内容は、事業名欄にございますように、給与費の7,718万7千円と、運営費の785万8千円あります。給与費につきましては、事務局職員8名分の人件費、運営費につきましては、事務局が行う不当労働行為事件、労働争議の調整事件等の調査及び連絡会議の出席等に要する事務的経費でございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**久原委員** 今は、労働委員会の報酬は、月額とかじゃなくて、出たときの日当みたいな形でしよるんかい。

**安東事務局長** 月額制でありましたものが、平成22年からだと思んですが、日額制になっております。出たときにお支払いするという形に変更しております。

**久原委員** どのくらい下がった。（「1回で幾ら」と言う者あり）

**安東事務局長** 決算ベースで言いますと、当初、21年、一番最後の年が3千万円でありましたのが870万円に下がっております。2,300万円ほどになっております。

（「そんなに下がるんだなあ」と言う者あり）

**酒井委員** 今のに関連して。今、出たときは日額幾らですか。

**安東事務局長** 会長が3万円ございまして、それ以外の委員が2万4,600円でございます。

**土居委員長** ほかにございませんか。

〔「なしと言う者あり」〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は商工労働部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**安東事務局長** 平成25年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況につきましてご報告をいたします。

お手元にお配りしております商工労働企業委員会資料の1ページをお開き願いたいと思います。

労働委員会では、労働組合法の規定及び大分県労働委員会規則により、不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を毎年県庁ホームページ等で公表しております。平成25年の実施状況について、本年1月28日に公表いたしましたところでございます。

まず、1の不当労働行為事件でございます。不当労働行為事件につきましては、使用者が労働組合法で禁止されている組合員に対する不利益取り扱いや団体交渉拒否等の不当労働行為を行ったかどうかを審査し、救済命令を出したり、和解の勧奨等を行うものであります。

この事件につきましては、5日の常任委員会の質疑の際に、若干ご説明をいたしましたが、本日お配りしております冊子、大分県労働委員会の会報で説明したいと思います。

11ページをお開き願います。

大分大学事件でございます。

(1)の当事者でありますけれども、申立人は大分大学教職員組合、組合員は約200名でございます。被申立人は国立大学法人大分大学でございまして、昨年1月17日に申し立てがありました。

(5)の申立人、組合の主張でございますが、2009年、平成21年の3月31日に申立人は被申立人との間で、組合室の一時移転の条件や耐震改修工事完成後の復帰等に関する組合室復帰協約を締結し、仮設組合室へ異動いたしました。その後、大学当局がこの協約を守らず、新しい組合室への移転に際し、新たに4つの条件をつけ、この4つの条件といいますのは、光熱水費の負担でありますとか掲示板や組合室の使用に条件をつけることなどですが、こういったことをのまなければ復帰を拒否するという対応をとっている。新組合室への移転問題で誠実な団体交渉を行わなかったこと及び無条件で復帰させるという合意があるにも関わらず復帰を拒否したことは、労働組合法第7条第2号、第3号に該当する不当労働行為であるというふうに主張しております。

この第7条第2号というのは、正当な理由がないのに団体交渉を拒否すること、それから第3号は組合の運営に対する支配介入でございます。

一方で、(6)の被申立人、大学当局の主張ですが、2009年3月31日に組合室の一時的移転に伴い、組合室復帰協約を締結したのは事実であるが、その後もとの教養教育棟内に戻ることができなくなったため、組合と協議を重ね、新たに整備した男女共同参画推進本部棟内に新組合室を確保することで合意に至った。以前のプレハブの組合室

と違い、新たに整備した施設に入ってもらうに際しては、組合室自体は無料で貸与するが、光熱水費の負担を求めることはおかしいことではない。

また、掲示板についての協定や災害等の場合の組合室使用の不承認、協約に1年の有効期限を設けることも光熱水費の負担を求めると同様に、不当労働行為には該当しないというふうに主張しております。

(7)の審査等の経過でございますが、昨年25年は委員等による調査を5回、審問を4回行いました。審問といいますのは、両当事者立ち会いのもと、書証の確認や証人尋問を通じて事実の確認を行うものでございます。

また、今年に入り、和解勧告を2回行いました。和解協定書を締結するまでにはまだ至っておりませんが、現在も和解当事者の希望もありまして、和解作業を継続しているところでございます。

不当労働行為の説明については、以上でございます。

商工労働企業委員会資料に戻っていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

2の調整事件でございます。(1)の労働争議の調整とは、労働組合と使用者との間で労使紛争が発生し、団体交渉での自主的な解決が困難な場合に、労使いずれか一方、または双方からの申請に応じて、労使の主張を公正・中立な立場で調整し、話し合いによる円満な解決を図るものであります。

25年は、新規申請9件を取り扱いました。

主な調整事項といたしましては、誠実な団体交渉を求めるものが4件、解雇や雇いどめの解決を求めるものが2件などとなっております。

なお、この9件のうち、合同労組が関わった事件は4件となっております。これは、労働組合の紛争といった形をとっておりますが、内容は、個人対使用者というような事件でございます。

表の右から2つ目、終結状況の欄をごらんください。

双方が合意し、解決したものが2件、申請後に自主交渉が進み取り下げとなったものが3件、被申請者があっせんを応諾せずに不開始となったものが3件、あっせんが不調に終わり打ち切りとなったものが1件となっております。

事件終結までの処理日数は最短で14日、最長で49日でありました。

続きまして、下の(2)の個別労働関係紛争のあっせんでございます。これは、個々の労働者と使用者との間で起きた労働条件等に関する紛争について、労働争議のあっせんと同様の手続により、円満な解決を図るものでございます。

25年は、前年からの繰り越しが1件、新規申請が2件、計3件を取り扱いました。

調整事項としましては、解雇に関するものが2件、配置転換に関するものが1件ございました。

終結状況の欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、3件とも双方が合意し解決しております。

事件の処理日数は、最短で28日、最長で44日となっております。

以上のとおり、25年に取り扱った調整事件は全体で12件、平均処理日数は32日

でございました。

なお、当労働委員会では、あっせんの前段階として労働相談にも応じております。特に、毎年2月と10月の年2回労働特別相談週間を設定いたしまして、夜間や休日の労働相談にも集中的に実施して対応しております。

また、商工労働部を初め、労働局、法テラス、労働組合等との関係機関と連携を強化し、あっせん事案の掘り起こし等に努めているところでございます。

お手元に配付しています、平成25年版の大分県労働委員会会報には、今、ご説明しました事件等の詳細な概要、それから、労働委員会の活動状況等をまとめておりますので、後ほどごらんいただければ幸いです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**土居委員長** ただいま、執行部から報告がありましたが、質疑等はありませんか。

**末宗委員** 労働委員15人とか書いてたけど、この審査の過程で、大体経営側が何人とか組合が何人とかというのが一点。

それと、言葉がよくわかりません。不開始と打ち切りというのは、大体労働委員会というのがどれだけの権限があるのかどうか、そこらあたりを含めてお願いしたいと思います。

**安東事務局長** 不当労働行為に関しては、公労使、それぞれ2名ずつが参加しています。審査委員として公益委員が2名、それから参与委員として労側の委員2名、使用者側の委員が2名、計6名で対応しております。

それから、あっせんに関しましては、公労使それぞれ1名ずつ、計3名で対応しております。

それから、不開始と打ち切りというお話でありましたけれども、不開始といいますのは、あっせん制度というものは、あくまでも任意の制度でございますので、相手方があっせんを受けないという場合は不開始ということになります。不応諾というものです。打ち切りというのは、あっせん作業に入りまして、3人の委員で労使それぞれから意見を聞きながら協議を試みるわけですが、どうしても両者の歩み寄りが図られずに、これは解決の見込みがないと判断したときには打ち切りということとなります。

それから、労働委員会の権限というか、機能ということでもありますけれども、労働委員会は、労使の紛争を解決する機関でございますので、仕事としては大きく3つございまして、1つは、労働組合法に基づいて不当労働行為事件の審査を行うということ。それから2つ目は、労働関係調整法に基づいて、労働組合と、それから使用者との間の、会社側との間の調整を行うということ。3つ目は、個別関係紛争促進法というのがありますけれども、その法律に基づいて、今度、組合ではなくて、労働者個人と会社側との間の調整を行う、紛争の解決を図るといような3つの機能を持っております。

**末宗委員** 今、聞いたかったのは、不開始と取り下げが行われたときに、それで問題が片づくわけじゃないんだから、そこあたりに、労働委員会に調整力がなければ、裁判に移行するか、もう泣き寝入りで泣きやまなしょうがないんだから。それと労働委員会はたしか15名と言っていたのに、2名、2名、2名と1名、1名、1名だけど、どんなふうな選び方をするのかなど。

**安東事務局長** 取り下げというのは、取り下げについては、



**末宗委員** 取り下げはいい。不開始と打ち切り。

**安東事務局長** 労働委員会で解決できなかったものにつきましては、あとは、もう争いとなれば裁判所で訴訟に持ち込むということしか、内容的に例えば、労働基準法に関係するものであれば、基準監督署のほうに申し立てをするという方法もございますけれども、あとは裁判というような形になろうかと思えます。

**末宗委員** あとは2名とか1名の選び方、15名。

**安東事務局長** それは、会長がそれに合うような委員を選任して選ぶということになっております。

**末宗委員** たしか15名委員がいるんやろう。それなら、自分がそれに関与したいと思っても選ばれんときもあるわけね。

**安東事務局長** はい、そのとおりです。

**末宗委員** それと、労働委員会はその職務権限の中に強制権力はないの。税務署やったら、査察とか、いろいろな、警察とか、いろいろ権限があるじゃない。そういう強制力はないの。

**安東事務局長** 不当労働行為事件につきましては、命令を出しますので、行政行為ですので、その命令に従わない場合には、最終的には罰則ということも、行政罰ですけど、ございます。

あと、あっせんにつきましては、あくまでも両当事者間の合意に基づくという形ですので、それについては罰則はないです。

**土居委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにないようですので、これで労働委員会関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔安東事務局長挨拶〕

**土居委員長** それでは、執行部はご苦労さまでございました。

〔労働委員会事務局退室、企業局入室〕

**土居委員長** これより、企業局関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のありました第19号議案職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**坂本企业局長** 本日の常任委員会では、議案6本の審議をお願いすることになりますので、どうぞお願いいたします。

説明の前に1点ご報告をしたいと思います。

昨年末に発生しました、北川ダムにおける魚のへい死の問題につきまして、工事に起因

する急激な水位低下に伴う、ダム湖内の溶存酸素の低下が原因との見解が学識経験者から示されまして、このことについて、延岡市を初め地元の方に説明しました結果、理解を得られたところであります。

今後、同じような事象が起きないように、現在、河川管理者であります土木建築部の河川課とダムの水位運用、それから工事のあり方について検討を行っているところであります。

報告は以上であります。

では、議案の詳細につきまして総務課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

**有瀬総務課長** それでは、第19号議案職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書では182ページから186ページにかけて提案させていただいておりますが、ご説明はお手元の配付資料平成26年第1回商工労働企業委員会説明資料の1ページ目、A3縦長の職員の配偶者同行休業に関する条例案の制定についてにより行わせていただきます。

まず説明資料の1条例制定の趣旨であります。地方公務員法の改正に伴い、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業制度を導入するものであります。

次に、2背景でございます。昨年6月に閣議決定がなされました日本再興戦略において、女性の採用・登用の促進や男女の子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととされていまして、その具体策として、配偶者の転勤に伴う離職への対応が掲げられたところであります。8月には人事院より、国家公務員の配偶者同行休業制度の創設について、意見の申し出がなされたところであります。

これらを受けまして、昨年11月の第185回国会において、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立し、配偶者同行休業制度が、国家公務員及び地方公務員に導入されたところでございます。ともに、2月21日をもって施行されております。

次に、3番目の制度の概要でございますが、基本的には国家公務員の制度に準拠する内容となっております。対象職員については、法の規定どおり、臨時的任用職員や非常勤職員を除く正規の職員となっております。休業理由につきましては、配偶者の外国での勤務等に伴いまして、配偶者に同行することとしており、その配偶者が外国に滞在する具体的事由については、次の1から4に掲げているとおりでございます。

なお、滞在は6月以上にわたり継続することが見込まれるものとしております。休業期間につきましては、3年以内としております。

給与等につきましては、休業期間中は無給となります。退職手当につきましては、手当額の算定基礎となる在職期間から休業期間の全期間を除算するというようにしております。

その他の事項につきましては、休業期間中も地方職員共済組合の組合員としての身分は有することになりますが、公務災害の適用は受けないということになります。

4番目の関連条例の一部改正ですが、企業局関係分では企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行うことといたしております。

企業職員については、給与等に関する事項は団体交渉によって労働協約を締結できることとされていることから、地方公営企業法の規定によりまして地方公務員法における配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない旨の規定が適用除外というふうにされております。

今回、企業局においても知事部局と同様にこの制度を導入することとなりましたので、当該条例に配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないという規定を追加するものであります。

最後に、施行日でございますが、平成26年4月1日を予定いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**河野委員** ここで、休業理由の2に事業を営むこと等で配偶者が外国に行く場合とあるわけでありましてけれども、例えば、事業ですから、いわゆる長期にわたって海外に赴任したという話というよりは、事業ですから継続性のある話なんです。この休業期間3年を超えた場合の取り扱いというのを教えてもらってよろしいですか。いわゆる一旦職場に復帰して、再度休業が認められるようになるまでというのはどのくらいかかるのか。あるいは1回使えば、もうそれまでなのか。この制度そのものの仕組みを教えてください。

**有瀬総務課長** 基本的には、ご主人が外国に、例えば、中国に赴任して、その間、通常は奥様がいろんな事情で同行しなくちゃいけないということで、やめざるを得ないという形で、女性の能力がもたないという形で今回休業制度ができたんですけれども、その期限としては3年以内というふうに聞いております。それは再度、そこは……。

**河野委員** 具体的な運用はまだこれからということですか。

**有瀬総務課長** ええ。ちょっと。（「それは総務部じゃないとんわからんよな」「わかれば」と言う者あり）基本的には人事課のほうでこれは本当はやっておりまして、我々、今回も企業局の職員の給与についての適用除外という項目だけで行っているわけです。

（「ちょっと後で」「確認……」と言う者あり）

**末宗委員** 僕もあんまり総務部の話で、ここで聞くようなことじゃないけど、これは商工労働の中で、総務委員会で恐らく議論する話だろうけど、ここしかないものだから聞くんだけど、今までこういう制度がないと困った事例というのは大分県庁でどのくらいあったのかね。

**有瀬総務課長** 県庁であったというのは聞いておりませんが、うちの企業局でも女性職員は3人でございますので、実質的には。

**末宗委員** いやいや、女性、男性関係ない。

**有瀬総務課長** 関係ないですけど、そういった事例は聞いてないですね。ただ、テレビ等で見たことがありますけれども、国家公務員の方が、ご主人が商社に勤めておりまして、例えば、中国とかアメリカとか転勤になった場合に、女性の国家公務員の方がやめて一緒に同行していったという例は聞いておりますので、そういったことをなくそうという形で、例えば、3年以内に帰ってきて、また復帰できるというのをやっていこうと。

有能な女性や男性の配偶者の職員の能力をふやそうということで聞いております。

**末宗委員** いや、大分県庁ではあんまり関係ないという話やったら、国が法律をつくったから大分県に自動的に持ってくるんだけど、もう地方自治といいよるんだから、あんまりそういう例がなけりゃ適用せんでもいいような気もしてね。

**坂本企業局長** やっぱり受け皿としては制度は設けておいて、これからいろんな変化に対応できるようにするべきだろうとは思いますが、実例があつて、すぐ制度を設けると、時間的にタイムラグができますので、非常に実現しにくい。

**末宗委員** そういう議論をやると、それなら今までどうしてできなかったかという議論になる。大分県庁だけ先につくっておけばよかったんだから。国より率先してつくることもできるんだから、地方自治やから。だからあんまりそこらあたりの議論したくないんだけど。

**久原委員** これは外国ということにしておるけど、東京じゃ何でいかん。あるいは北海道。韓国に行くのだって、40分もあれば韓国に行ける。上海に行くといつても1時間半、東京に行くのと一緒よ。それなのに外国ならいいけど、東京はなぜ悪い。

**土居委員長** その点もまたちょっと調べて、お願いします。

ほかに、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

**土居委員長** 以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第14号議案平成26年度大分県電気事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

**坂本企業局長** 企業局関係の予算案についてご説明いたします。

まず、第14号議案平成26年度大分県電気事業会計予算案についてご説明いたします。議案書では108ページから142ページにかけて提案させていただいておりますが、ご説明は予算特別委員会においてお配りいたしました資料で、また、補足といたしまして、平成26、27年度電気料金の改定について、本日お手元に配付の資料によりご説明させていただきます。

予算特別委員会で説明した内容との重複は極力避けたいと思いますので、恐れ入りますが、この資料の2ページ目の、平成26年度企業局当初予算案の概要の左側、電気事業会計をごらんください。こちらは、前のページの重点項目に掲げた事業費などを反映した予算案でございます。中央の表収益的収入及び支出といたしまして、表の一番下、収入の計から支出の計を引いた収支差額は9,833万7千円、税抜き純利益はその下にございますとおり5,291万7千円の黒字を見込んでおります。

また、1つ飛びまして、一番下の表資本的収入及び支出でございますが、表の中ほどの

とおり、収入の計から支出の計を差し引いた収支差額はマイナスの10億5,890万3千円となりますので、その下のとおり各財源で補填することとしております。それでは、恐れ入りますが、本日お手元にお配りしております資料の2ページをお開き願います。平成26年度と27年度電気料金の改定についてをごらん願います。電気事業会計の営業収益の主なものは九州電力からの電力料収入でございます。予算特別委員会でもご説明しましたとおり、先日九州電力と協議が整いましたので、今日はその内容について説明をさせていただきます。

電気事業のうち、卸供給である水力発電の電気料金は、2年毎に九州電力と料金改定協議を行うこととなっております、平成25年度は平成26年度と27年度電気料金の改定を行う年でございます。その料金は総括原価方式と言われるもので、(1)の構成費用にございますとおり、契約期間に想定される人件費や修繕費、減価償却費などを積み上げて料金を決めるものでございます。これらの合計から受取利息などを控除したものが(2)の①総括原価でございます、平成26、27年度は施設の老朽化などに伴う修繕費の増などにより、現行比2.5%増の20億2,999万円となっております。(3)の料金構成は、この総括原価を基にどのような形で料金を決めているのかをお示ししたものでございます。総括原価が決まりましたら、まず(3)の右端にございます従量分である②の電力量料金を決めていきます。これはその下の吹き出しのとおり、過去30年の発電実績の平均値である③の目標供給電力量2億5,145万キロワットアワーにキロワットアワー1円としております単価をかけたものでございます。平成26年度と27年度の目標供給電力量でございますが、ここ数年の豊水に伴う発電実績の増加によりまして、現行に比べてこちらも2.5%増となっております、その結果、②の電力量料金は2億5,145万円となります。

次に、①の総括原価20億2,999万円から、②の電力量料金2億5,145万円を引いたもの、平成26年度と27年度で申し上げますと17億7,854万円でございますが、これを基本料金とするものでございます。これは、電力量に関係なく定額でいただくものでございまして、基本料金の下に示しておりますとおり全体の約9割に相当いたします。これは、天候等に発電量が大きく左右される水力発電の特性を考慮したものでございまして、目標供給電力量を達成して初めて必要な総括原価が確保できますが、発電電力量によって収入が増減いたします従量分の割合はごらんのとおり全体の約1割程度でございますので、豊水により発電量が大きく増加しても収入がそれほどにふえない代わりに、渇水により発電量が大きく減少しても収入があまり減らないような契約となっております。経営面から考えますと、安定性を持つことができます。

(3)の図の下の参考は、①の総括原価を③の目標供給電力量で割った参考値として、キロワットアワー8.07円という単価になりますという意味でお示ししておりますが、これまでご説明しましたとおり、実際にこの単価で売電を行うものではございません。また、この料金改定により当初予算の収益がどの程度ふえる見込みかを示したものが、左下の枠囲みでございます。右側の点線で矢印を引いておりますとおり、水力発電は天候不順等により電力量が不安定になりますので、あくまでも目標供給電力量を達成した場合の見込みでございますが、当初予算に対して営業収益は約1億2千万円の増、純利益では約1億1千万円の増となる見込みでございます。

なお、当初予算では電力料収入を算定する際の総括原価を現行比3%減と厳しめに算定しておりますことから、当初予算では提案どおりでお願いしたいと考えております。

以上で、電気事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**末宗委員** ①の総括原価なんだけど、九州電力の総括原価と大分県の総括原価というのは中身が違うのかな。

**足田総務企画監** いわゆる総括原価の考え方は、一定の発電をするためにかかるコストという点では同じ考えです。（「そこはいいから」と言う者あり）

**末宗委員** 質問が違うたんかな。

**足田総務企画監** いいえ、申しわけございません。九州電力の場合は、私どもの総括原価の項目に加えまして、営業費という項目があります。

**末宗委員** ちょっと質問の意味がわからなかったんやろうけど、僕が言うのは人件費とか修繕費、減価償却はいいけど、そういう算定基準。恐らく人件費、九電のほうが高いんじゃないかと思う、総括原価の中身が。修繕費でも高くしているんじゃないかと思う。大分県とは全然考えが違うんじゃないか。例えば、人件費やったら倍ぐらい見ているんじゃないかとか、修繕費も倍も3倍も見ているんじゃないかと思う。だから、そういうのを。同じ総括原価やから。

**足田総務企画監** 例えば、人件費が九州電力と私どもと一緒にということであれば、当然違います。現にかかる経費ということでございますので、私どもは県の職員と同等の人件費です。

**末宗委員** 今、総括原価で問題になっているのは、九電は政府からお金をもらうんだけど、要するに、もうそこにうそ八百の総括原価になっているわけ、中身が。九電がそんなに政府に要求しよるなら、大分県もいいかげんにうんともらってもできるわけやろ。九電が査定するからできないだけだね。だけど、政府は九電の言うとおりにお金くれよるわけよ。ほとんど出しよるわけよ。総括原価ってそういう意味で、それで一般の電力料金が決まってくるわけだから。何というかな、発送電分離とかそういうのが出てくるんだろうけど、今、一番問題になっているのは、この総括原価の中身やからね。こっちは九電からお金をもらう立場やけん、九電が厳しく査定するんだろうけど、九電は自分たちの分は高く今度は政府に要求しよんのやけんな。

**有瀬総務課長** 私も九州電力のほうに一定の査定、いわゆる厳しい査定を受けたんです。

（「そうやろ」と言う者あり）我々としては、現状の実績金額を出して、それプラス、例えば、人事院勧告何%とか、修繕費についても、実際こういった修繕を予定しておりますと。オーバーホールについてもこういった予定をしていますという費用を算定して、合理的に算定して予定額を要求しているところでございます。

ただ、交渉の中で、この修繕については今すぐしなくてもいいんじゃないかとか、2年後でもいいんじゃないかとかいう話は査定の中でございます。それと別に九州電力のほうも、やっぱり金額的には、人数とか、金額とか、ああいうふうに政府のほうから査定を受けているようではなくて、かなり厳しい査定を受けているとは聞いております。ただ、具

体的にどういう形でということは、そこまでは把握しておりませんが、かなり厳しい査定を受けているというふうには聞いております。

**久原委員** 予算委員会のときもちょっと聞いてみようかと思ったんですけど、こっちのほうな。「2枚目の」と言う者あり）あの中で、いわゆる収益的収入及び支出の欄の中の支出のところの2よ。企業債支払利息というのが。そして、こっちの水道も後で一緒やけど、水道もあるじゃないか、支払利息9,100万円。「はい」と言う者あり）利息だけで1億8千万円ぐらい払いよるわけやな。「そうです」と言う者あり）そしてあなた方は、投資、その他の資産だとか、歳入、またあつて6億円をどこかにどんどんどん投資したりしよるというけど、もうもうけたやつを全部ひっくるめて払うてしまえばどげえかい。1億8千万円も利息だけ払うとか、たまったものじゃないわ。どんどんもうかるのやから。そういうことはできんのか。大分銀行もうかりさせよんだけや。

**坂本企業局長** 制度的に、私も随分繰り上げ償還をしたいのはやまやまなんですけど、受け入れるほうの分は、将来いただける利息も払っていただければ繰り上げ償還しても結構ですという制度です。

**久原委員** そげえなっちゃんのは変えられんのか。

**坂本企業局長** 国は特例的に認めた例はあります。そのときには、もうすかさず返しますけど。だから、今のところ繰り上げ償還をしても意味がないというか、逆にその分の果実まで払って償還しないといけないという制度になっていまして。

**久原委員** これは銀行を助けるためにそげえしよるのかな。「これは縁故債じゃないの」「これはもう銀行を助けるためじゃなあ」と言う者あり）もうやっぱり、これは県庁のもだけど、本課のほうも含めたらすごい利息を払いよるわけやな、経済なんかも含めたら。俺はずうっと計算するけど、大分銀行の150人分ぐらい人件費払いよる。ただ、毎年毎年。こげなばかなことしていいんかなと思うんじゃけどな。こういうことが認められているのは、何に問題あるかな。

**坂本企業局長** 政府保証債が主なんですけど、銀行に直接払っているわけじゃありません。向こうに、ちょっと名前は忘れましたが、それ用の組織がありまして、何とか機構というのがありまして、そこにはもちろん人件費も必要です。職員を抱えていますので、入ってくる収入を見込んだ組織体制をしております。委員の言われることは、私も個人的には一気に繰り上げ償還をしたいのはやまやまなんですけど、制度的にはそういう縛りがありまして。「大体民間は10年で一遍改定する」と言う者あり

**土居委員長** そのほかに、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第15号議案平成26年度大分県工業用水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

**坂本企業局長** 続きまして、第15号議案平成26年度大分県工業用水道事業会計予算案

についてご説明いたします。

議案書では143ページから178ページにかけて提案させていただいておりますが、こちらも予算特別委員会でお配りした資料で説明させていただきます。

2ページ目をお開きください。平成26年度企業局当初予算案の概要の右側、工業用水道事業会計をごらんください。

こちらが、ただいまの重点項目に掲げた事業費などを反映させた予算案でございます。

ここでは、特徴的な項目について説明させていただきます。

資料中ほどの表、収益的収入及び支出をごらんください。

右の欄の収入の3の営業外費用でございます。このうち、長期前受金戻入2億2,055万1千円は、公営企業における会計基準の見直しにより、平成26年度予算から新しく計上したものでございます。平成25年度予算・決算までは、この後別の議案で説明させていただきますが、国庫補助金で取得した資産については、国庫補助金相当分を除いた分についてのみ減価償却を行うみなし償却を行っておりましたが、平成26年度予算からは、国庫補助金が入った部分も含めた取得価額全額を毎年、減価償却していくこととなります。これに伴いまして、償却資産の取得に伴い交付された国庫補助金については、これまで貸借対照表の資本の部に資本剰余金として計上していたものを、今後は長期前受金として負債の部に計上した上で、その年の減価償却見合い分を、順次、このように収益化していくものでございます。

電気事業も同様の収入として587万6千円を計上しておりますが、工業用水道事業は国庫補助金が多く入っておりますので、このような額となっております。以上のような内訳で、表の一番下のおり、収入の計から支出の計を引いた収支差額は6億7,751万円、税抜き純利益はその下にございますとおり4億5,993万円の黒字を見込んでおります。

また、その下の表、資本的収入及び支出でございますが、表の中ほどのおり、収入の計から支出の計を引いた収支差額はマイナスの8億8,309万6千円となりますので、その下のおり各財源で補填することとしております。

以上で、工業用水道事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**末宗委員** 税金を引いて純利益が4億5,900万円ということで、どんな税金ですか、税金の種類。

**有瀬総務課長** 消費税でございます。

**末宗委員** 消費税だけ。消費税だけを納めるとね。ほかに事業税か何か、個人的には何もかからんけんね。（「はい」と言う者あり）ああ、消費税がこれだけかかるのか。わかりました。

**守永委員** 工業用水で、大分県の場合、かなり企業に供給されている工業用水の料金が安く設定されているというお話を従前から聞いているんですけども、他県では企業にどのような料金で工業用水が供給されているのかという単価的な比較をされている事例があれば、後ほどでも結構なんですけど、教えていただきたいんですけど、もし今答えられる資料が



何かございましたら教えていただきたいと思います。

**有瀬総務課長** 大分県の工業用水料金につきましては、全国的に非常に安いほうに分類しております。理由といたしましては、大分県の大野川からそのまま表流水を取りますので、それと非常に工業地帯が近いということもありまして、他県によってはダムをつくったり距離が非常に長いということもありまして、大分県については、そういった面では非常に有利なところがございます。また、企業もたくさん張りついておりまして、そういった面で非常に価格的には安いということでございます。全国平均では、1トン当たり22.74円が平均です。大分県が15.8円と8.8円という2つの額です。全国平均が22.74円です。

**守永委員** 実は立地企業の中で、公害防止のために散水をしているとか、そういった企業があるものですから、それをきちんとさせるという意味も含めて環境保全、いわゆる空気環境ですね。そういったために使った工業用水等に対して、少しでも緩和策が設けられるようなことは考えられないかなというふうな思いがあって、今のちょっと質問をしてみたんですけれども、実際、企業さんと話をしてみると、企業局さんに大変お世話になっているから無理は言えませんというふうなお話だったので、公害防止のために、いわゆる原料フィールドに水をまいて、風にあおられて原料フィールドから砂じんが舞うようなことを防止するというをやっているんですけれども、それはそれで費用がかかってもしょうがないですというふうな話やったんですけれども、今後、それを企業にきちんとさせるという意味でも、何か恩典というか、実施している内容によってそういうサービスができるといいのかなと思ったんですが、そういったのを背景にちょっと尋ねさせていただきましたということでご理解ください。

**久原委員** 九石なんかに行ったときに私思いよったんやけど、むしろ県がかかわっちゃったらどうだろうかと思ったんやけど、向こうから原油を持ってくるじゃないか。それで、それはこっちに行くわな。今度は取りに行くときは帰り道は空で帰るわけ。逆に水を入れるようなビニールか何かつくって、そして持って行ってアフリカやあっちのほうに売ったら、多分石油よりも高値で売れると思う。そげなことを考えて、もうけたらどげえかえ。

**有瀬総務課長** 通常、船が外国からいろいろ物を積んできて、帰りは空で帰りますから、そういうときにもったいないときは、海水を通常は入れて、バラスト水と言って、海水のほうはただですので、海水を入れて。

**久原委員** だから、俺が言いよるのは、そうじゃなくて真水を持って行って売ればいいじゃないかと言いよる。

**疋田総務企画監** 大分県の給水条例の中では、地域を限定して大分工業用水事業ということで、大分地域ということで地域を限定して供給先を決定するという、法律を受けてそういう条例になっておりますので、先生がおっしゃった分も研究の余地があるかどうかと思えますけど、現状はそういうことでございます。

**末宗委員** 先ほどの件だけど、消費税ということはわかったんだけど、こういう決算書で許されるのかな。普通は税金の分は最初から除外しているんよね。だから、わからないんじゃない。例えば、6億円の中に700万円、実際額、これは消費税というのは、普通の決算で、会社で言うたら最初から除いている部分。頭からない。こういう決算書をつくられたら、もう明治の前みたいな決算書なんだけど、どげんかしてくれんかな。

**足田総務企画監** 公営企業法での要請は、委員おっしゃったのは、決算調書については、貸借対照表、それから損益計算書につきましては、税抜きで表示するようになっております。（「いやいや、ここに出ているじゃない」と言う者あり）だから、予算資料は税込みで作成するよということになっておるわけでありまして。

**末宗委員** だから、一般社会ともう隔離された世界なのよ。もう本当、日本に何万社、会社があるか知らんけど、ここだけの話よ、この予算書は。どげんかならんのかなと思って。

**足田総務企画監** 昨年も委員にご指導いただきまして、実は今、各説明資料の収入及び支出の項目は、法に基づく規則で定められた項目としてではなく、よりわかりやすいように経費の性質別に昨年度から表示させていただくという形にしておりまして、少しでもわかりやすいよということできせていただいています。

議案書等に出ささせていただいている予算要求書につきましては、先ほど申し上げました税込みでという規則でございます。

**末宗委員** だから、規則を大分県条例で変えればいいやん。こんな世にも珍しいような決算書を出さんで。いや、もう本当におたくたち、一般の日本国民のような意識じゃないんよ。もう考えられんよ、この決算書というのは。全く考えられんよ。

**足田総務企画監** お言葉を返すようですけど、決算書は、今お示ししているのは予算書なのでということでございますが。

**末宗委員** 何遍も言うけど、予算書も決算書も、とにかく企業というのは単純に、そげん何個も何個も数字が出たらわからなくなるんよ。粉飾決算と一緒にやから。単一でわかりやすく、通常、あらゆる会社で消費税まで入れて決算額を書いているのはゼロやからね。その当たり前のことできんのかな。

**坂本企業局長** そういう意味で、参考図で純利益、税抜きの部分をこの表の下に表示させていただいて、純粋な姿をここで、利益の部分だけを示しましたけど、姿はこういうことですよというのをさせていただきました。

**末宗委員** 単純に言えば、通常の会社は全部税抜きで計算よ。もう税抜きで計算すれば終わるんよ、これ。消費税とか、そういう税金は損得なしやからね、最終的に。（「だから、制度をびしゃっと説明せにゃいかんですよ」「そうですね。民間のほうは予算主義ではなくて、決算額で」と言う者あり）だから言ったように、これは民間の予算書みたいに出しているじゃない。それがこれに合わんというのはね、県庁で何十年もおっておると、こういうのが不思議に思わんのだろうけど。

**坂本企業局長** 意見もありましたので、ちょっと検討させていただきます。ただし、いい面もあるが、悪い面も出てくるのかなとは思っていますので。

**土居委員長** 検討をお願いします。

**土居委員長** そのほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第37号議案大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**有瀬総務課長** 大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書では248ページに提案しておりますが、ご説明はお手元の配布資料の3ページ、A3横長の大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部改正案、これで行わせていただきます。

(1)の要旨でございますが、国において消費税法等が改正されまして、平成26年4月1日から税率が引き上げられることとなりましたことから、税負担の適正な転嫁を行うため、条例に規定しております工業用水道の使用料金の率の改正を行うものでございます。

(2)の改正内容でございますが、工業用水道の使用料金の率を、現行の100分の105から100分の108に改めるものでございます。また、料金に1円未満の端数が生じるときには、その端数を切り捨てることもあわせて明記いたします。(2)の米印に、参考として、計算の具体例を示しております。

(3)の影響額でございますが、工業用水道のユーザー企業41社に対しまして、年間で消費税増税分としたしまして約6千万円ほど増加する見込みになっております。これらにつきましては、去る2月20日に開催いたしましたユーザー懇談会の中で説明をいたしまして、ご理解をいただいたところでございます。

(4)の施行期日でございますが、平成26年4月1日としておりますので、4月の使用実績分から適用となるものでございます。

以上で、大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**酒井委員** これは施行日が4月1日で、4月分の料金から108になるんですか。日数計算はしないんですかね。単純にもう4月の料金で。

**有瀬総務課長** 通常、企業さんへの請求は月ごとに毎月行っておりまして、この計算のように、例えば、5月分でしたら、基本料金に掛け、契約水量を掛け、4月でしたら30日掛けて、100分の108を掛けます。

**酒井委員** 月ごとにね。

**有瀬総務課長** はい。ということで、4月分については5月に請求させていただくという形になります。

**後藤副委員長** 先ほど大分県のほうは工水は非常に安いと、全国レベルで見たときに安いんだという話をお聞きしたんですけれども、例えば、それを全国レベルに上げるためにというふうなことで料金改定をしようとするれば、大分県の工水はもう結構でございます、要りませんと。私のほうは私のほうで賄いますという企業が出てくるんですかね。

**有瀬総務課長** そういう可能性もあるかと思えます。いろいろ過去のことを聞きますと、大分県は非常に工業用水が安いからという形で進出を決定したという企業さんの話も聞いたことがありますので、そういった面では今後の企業誘致にも影響が出てくるおそれもあ

るかもしれないです。

**後藤副委員長** ということは、県工水を買わなくても、自前で水の調達ができるという企業があるということですね。

**有瀬総務課長** ちょっと具体的に企業さんにそこまでは聞いておりませんが、例えば、ボーリングを掘って、地下水を吸い上げてという企業さんもあるとは思いますが。ただ、余り企業さんがどこも地下水をくみ上げ過ぎると、地盤沈下とか、いろんな過去に問題になりましたということも考えられますので、そういった面では安い工業用水を使っていたのが一番よろしいかと思えます。

**坂本企業局長** ユーザーさんの意見を聞くと、大分県の水は安心されると。他県では湯水という問題が頻繁に起きているようなので、安心して水を供給してもらっているというふうに評価をいただいています。したがって、値段も上げていきますと、大分に拠点化されている工場が他県、他の地域に撤退していくおそれは十分にあると思えますし、そういう検討をされている企業もありますので、この現料金を維持していくことは政策的にも非常に意味があると思っております。

**後藤副委員長** 大体新日鐵とか、ああいうのは合併をしてきて、住金と合体したんだけど、大体100年で工場移りますよね。大体ああいう鉄鋼関係というのは100年というふうに我々は聞いてきている。あれをやりかえるよりも、新たな土地に行ったほうが、海があればそのほうがいいんだと。そういうふうな先々のことは想定をされているんですか。

（「企業局ですか」と言う者あり）ええ、水が要らんとするわけですから。

**坂本企業局長** 100年先を想定はし切れませんが、企業で全国的に大分県の水は、先ほど言いましたように、かれないというところが非常に安心して企業は立地していただいています。他県の例をたくさん聞きますが、湯水で非常に悩んでいる、船舶で水を運んだりしている企業もあるようなので、そこを理由を我々が説明して、立地して継続してもらうという、その理解を高めていこうとは思っています。

**土居委員長** そのほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第38号議案平成25年度大分県電気事業会計資本剰余金の処分について、執行部の説明を求めます。

**有瀬総務課長** それでは、第38号議案平成25年度大分県電気事業会計資本剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。

議案書では249ページに提案しておりますが、ご説明は、お手元の資料の4ページで行わせていただきます。

恐れ入りますが、資料の4ページの下、2の図をごらんいただきたいと思えます。

例えば、国の補助金50万円をもらって、100万円の資産、設備を取得した場合、これまでの公営企業会計基準での貸借対照表では、資産の部に固定資産100万円を計上し、

資本の部に、企業債として50万円、国庫補助金50万円を資本剰余金ということで整理しておりました。右の図のように、資産の部のうち、企業債に相当する部分は、毎年、減価償却して減っていきませんが、国庫補助金に相当する部分については減価償却しないため、資産が残り続けておりました。いわゆるこれが先ほどご説明しましたみなし償却制度というものでございます。この資産が老朽化による設備更新をするために廃棄や撤去を行う場合、資産の部における資産を除却する時に、それに対応する右側の資本の部の国庫補助金である資本剰余金の処分を行うことは、これまで、地方公営企業法上、事務的に行ってよいということで、平成23年度までは、企業局や病院局でも事務的に国庫補助金の資本剰余金の処分を行ってきたところであり、ところが、上の1にありますとおり、地方公営企業法が平成24年4月に一部改正され、これまで事務的に行ってよいとされていた設備更新の時の資産撤去に伴う、資本剰余金の処分については、議会の議決が必要ということで、昨年と同様に、今回も、議案を上程させていただいたものでございます。

なお、平成26年度以降は、地方公営企業法の会計基準が変わりまして、企業債や国庫補助金は、貸借対照表上、これまでの資本の部の資本剰余金として整理するのではなく、今後は、負債の部で整理することになりますので、来年度以降は、設備の更新の際での資本剰余金の処分は発生いたしません。したがって、今回のような議決をいただくことは、昨年と今年度の2年限りということになります。

続きまして、今回の設備更新に伴う処分にかかわる対象資産及び資本剰余金の内訳を、5ページに会計ごとに掲載しております。電気事業会計における対象資産は、上の表のとおりとなっております。いずれも老朽化による設備更新のために資産を撤去するものでございます。表の下に記載の合計でございますが、国庫補助金をいただいて整備した資産の老朽化による設備更新に伴う資本剰余金の処分類は、381万8,158円となっております。

以上で、平成25年度大分県電気事業会計資本剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**酒井委員** これは企業会計ですから、一般会計と違う点が、老朽化した施設は減価償却でずっと償却しながら、また新しく更新をするということで、企業会計はそうなっています。一般会計は、ご存じのとおり、40年前いろいろ建てた除去される建物が、ちょうど今、更新の時期に来ているということで、これはもう国が今まで除去費用については一切認めずに一般財源で見なさいということになったんですけど、今度、地方財政計画で起債が認められるようになったんですね。金があれば起債なんか起こす必要はないんですけど、この企業会計は、もう償却を全部することで、その適用は一切ないということにとらえていいんですかね。

**有瀬総務課長** 資産、今まで国庫補助金相当分については減価償却しなかったもので、それが残っていましたので、それを更新でつくりかえるときは、こういった処分の手続を行うということです。で、新しく施設をつくる時なんかは、もちろん25年度補正で補正をさせていただきましたけど、補助金のもらえる分については補助金をもらって設備の更新をさせていただくというふうにしております。

酒井委員 それなら全部、補助金と減価償却費で、全部新しい施設は今までどおりということでもいいんですね。

有瀬総務課長 新しい施設についても、補助金がいただければ補助金を活用して更新をさせていただくというふうに。

酒井委員 その場合は起債はもう起こさず、ほとんど補助金と減価償却費で全部充てていくんですかね。

有瀬総務課長 過去には起債も使ったことがありますけれども、今現在は国庫補助金をまず受け入れたり、もし補助事業が採択されないときは、先ほどの内部留保金なんかを活用します。

酒井委員 それなら、もう今、そういう力がついたということで理解します。

有瀬総務課長 よろしいです。

守永委員 この剰余金の処分の仕方については、前回、事前説明でも聞いたので、理解していたつもりなんですけれども、ちょっと確認をさせてください。

4ページの1番の資本剰余金の処分の際には議会の議決が必要だよという、その条項そのものはまだ生きているわけですね。で、2番の資本剰余金という項立てした部分についても、減価償却で減じていくことができるから、こういった一括処分みたいな事案は今後なくなるよということで、26年以降は議案として上がってくることはありませんという説明だったと思うんですが、資本剰余金の減価償却については、いわゆる40年の耐用年数のものであれば、40分の1が毎年毎年、減価償却処分されると思うんですけれども、その処分は1番の資本剰余金の処分には当たらないという解釈でいいのかどうかの確認なんです。

疋田総務企画監 従来は、法改正前は国庫補助金が資本の部の資本剰余金というところで経理をされていたということです。26年度からの新会計基準になりますと、国庫補助金は新しく資本ではなく、負債の部に長期前受け金ということで上がるようになります。ですから、ことし、25年度までは国庫補助金絡みの資産の償却に伴って資本剰余金の処分が発生したんですけど、来年度からは、もうそもそも資本剰余金というカテゴリーじゃなくなるんですね。負債の部で順次、補助金の分を償却と同時に収益化するという仕組みになりますので、それで議決をいただく必要がなくなるということでございます。

守永委員 項立てとして、もう資本剰余金という名目ではなくなるということですか。

(「ええ、補助金はですね」と言う者あり) わかりました。

土居委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第39号議案平成25年度大分県工業用水道事業会計資本剰余金の処分について執行部の説明を求めます。

**有瀬総務課長** それでは、第39号議案平成25年度大分県工業用水道事業会計資本剰余金の処分についてご説明いたします。

議案書では250ページに提案しておりますが、ご説明は電気事業会計の剰余金処分と同じ説明資料で行わせていただきます。

議案提案の趣旨等につきましては、ただ今ご説明いたしましたとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

工業用水道事業会計における対象資産は、説明資料5ページの下表にありますとおり、いずれも老朽化による設備更新のため、撤去するものでございます。表の下に記載の合計でございますが、国庫補助金等をいただいて整備した資産の老朽化による設備更新に伴う資本剰余金の処分額は、4,472万9,294円となっております。

以上で、平成25年度大分県工業用水道事業会計資本剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わりますが、先ほどの同行休業について説明をお願いします。

**有瀬総務課長** ちょっと先ほど確認させていただきました職員の配偶者同行休業に関する条例の運用についてでございますが、再度取得する場合は、国の運用通知が来ているようでして、おおむね5年程度経過すれば再取得してよろしいということだそうです。

それから、外国じゃなくて東京はだめなのかという話がございましたけれども、もともとの配偶者同行休業制度の法律が、外国で生活する配偶者と生活をするための制度という形で、法律の中に外国というふうにもう限定してあるそうでございまして、東京というのは外国じゃないことだと思います。

**久原委員** それで、そういうことやったら、こういう制度ができたから、やっぱり国内でもそういう形でしてあげたらいいなとは思わないですか。

**有瀬総務課長** 私も思います。

**土居委員長** この際、何かありませんか。

**河野委員** 冒頭に局長のほうから北川ダムの魚の問題の報告をいただきましたが、これは内水面漁協等との間で、いわゆる損失補償的な問題というのは、内水面漁業とかの関係で、損失補償の問題とかは惹起していないんでしょうか。

**坂本企業局長** 今のところ、そういうお話はいただいておりません。この先どうなるかというのはちょっとありますが、今のところはそういう話は来ておりません。

**土居委員長** そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにないようですので、これで企業局関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔坂本企業局長挨拶〕

**土居委員長** それでは、執行部はお疲れさまでした。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

**土居委員長** これより、商工労働部関係に入ります。

まず、総務企画委員会から合議のありました第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**西山商工労働部長** 西山でございます。委員の皆さまにおかれましては、商工労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、ご指導、ご鞭撻いただきありがとうございます。

それでは、本日は、合議案件、付託案件、付託外案件、諸般の報告についてご説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

**神商工労働企画課長** それでは、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、商工労働部関係についてご説明いたします。お手元の商工労働企業委員会資料でご説明をいたします。資料の1ページ目をお開きください。

1にあります改正の理由ですが、4月1日からの消費税率の改定に伴いまして、大分県使用料及び手数料条例に規定する当部所管のものにつきまして、額を見直すものでございます。

見直しに当たりましては、個別法の規定により非課税とされているものを除いた項目について、消費税率引き上げ分を適正に転嫁するよう再計算しております。

また、国が政令で標準金額を示すものにつきましては、その額としております。

標準金額が示されていない本県独自のものにつきましては、現行金額に105分の108を乗じて、千円未満は10円単位で端数処理を、千円以上1万円未満は50円単位で端数処理を、1万円以上10万円未満は100円単位で端数処理を行っております。

該当する改正案件は、2にお示ししていますように、使用料が大分県立大分高等技術専門学校大分職業訓練センターの会議室使用料及び設備使用料、手数料につきましては、産業科学関係事務と技能検定試験関係事務となっております。

条例の改正文では分かりづらい部分もありますので、議案書に記載の内容を、それぞれの施設、事務ごとに表にまとめて、1から7ページに掲載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画



委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**西山商工労働部長** 第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、商工労働部関係についてご説明いたします。

先の予算特別委員会におきまして、おおいた成長枠事業や新規事業等につきましてご説明したところでございます。

したがって、本日は、予算特別委員会で説明をしていない事業の中から、主な事業につきまして、担当課・室長から順次ご説明いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**神商工労働企画課長** 商工労働企画課の主な事業についてご説明をいたします。

商工労働部・労働委員会予算概要の12ページをお開き願います。

表の一番左の列にございます事業名欄の小規模事業支援事業費12億2,813万8千円でございます。

この事業は、小規模事業者の経営基盤の確立、技術改善などのために、商工会、商工会議所が地域の商工業者に対して、金融、税務、経理に係る相談・指導や経営革新、創業の支援などを行う経営改善普及事業などに要する経費を措置するものです。

このほか、2つ目の丸印事業費の(7)にあります地域振興推進事業のうち、全国商工会議所観光振興大会支援200万円は、別府商工会議所が中心となって取り組む商工会議所の全国大会を支援するものです。以上でございます。

**工藤経営金融支援室長** 経営金融支援室の主な事業についてご説明いたします。

少し飛びまして、18ページをお開きください。

事業名欄の一番下、おおいた創業促進事業費465万9千円でございます。

この事業は、新たな雇用やビジネスの創出など、地域経済の活性化に不可欠な要素である創業の促進を図るものです。

1つ目の丸印おおいた創業セミナー等開催委託料371万9千円は、創業希望者の準備段階に応じた内容のセミナーや県内大学生の起業家マインドを醸成するための講座を行うものでございます。その下の学生起業家支援等に要する経費94万円は、学生版ビジネスプランコンテストなどを行うものでございます。

こうした取り組みを商工団体等の支援機関や金融機関を初め、大学などと連携して実施することにより、一体となって創業実現を後押ししてまいります。

以上でございます。

**中島工業振興課長** 工業振興課の主な事業についてご説明いたします。

少し飛びまして、27ページをお開きください。

事業名欄の一番上、中核食品加工企業育成事業費3,161万3千円でございます。

この事業は、中核食品加工企業を育成し、加工企業の取引拡大と原料供給体制の確立による地域経済の活性化を図るため、企業が行う工場新增設経費に対して助成を行うほか、専門家による生産現場の衛生・品質管理の取組を支援するものでございます。

なお、農林水産部では、加工用原料の供給体制を構築するため、産地における大型機械整備や農地集の取り組みを支援することとしており、部局連携により一体的に事業を実施してまいります。

1 ページめくっていただき、29 ページをお開きください。

事業名欄の一番下、新エネルギー導入総合支援事業費5,437万6千円でございます。

この事業は、再生可能エネルギー日本一の本県の強みを生かし、さらなる導入の促進を図るため、導入地域に多くの利益が還元されるモデル的な導入事例に対しまして助成を行うほか、相談窓口となる新エネコーディネーターの配置や各種普及啓発を行うものでございます。

下から2つ目の丸印、新規の地域の未利用エネルギー活用モデル事業化推進事業委託料2千万円は、大規模工場から排出される水素を地域の新たなエネルギー源として有効利用できないか可能性を調査するものです。以上でございます。

**小野産業集積振興室長** 産業集積推進室の主な事業についてご説明いたします。

32 ページをお開きください。

事業名欄の1番目、医療関連産業参入促進事業費1,446万5千円でございます。

この事業は、東九州メディカルバレー構想に掲げる4つの拠点づくりのうち、特に医療機器生産の拠点づくりに向けた取り組みとして、新規参入セミナーの開催、企業の研究開発支援を行うものです。

事業名欄の上から2つ目の丸印、アドバイザー派遣事業費129万6千円は、薬事法による医療機器製造業許可の取得等に向けた支援を行うものでございます。

地場中小企業が医療機器関連産業へ参入するため、入り口から出口まで切れ目のない支援を行ってまいります。

次に33 ページをごらんください。

事業名欄の一番下のおおいたLSIクラスター構想推進事業費3,060万9千円でございます。

この事業は、国際競争力のある半導体産業の集積を目指し、県内の半導体企業の技術力向上、企業間連携の強化を推進するものです。産学官で構成する大分県LSIクラスター形成推進会議が中心となって取り組みます、研究開発や販路開拓、高度な技術人材の育成等を支援いたします。

次に35 ページをお開きください。

事業名欄の1番目、自動車関連産業企業力向上事業費2,565万2千円でございます。

この事業は、地場中小企業の品質、コスト、納期いわゆるQCD対応力の強化を目的としており、主に大分県自動車関連企業会を推進母体として、技術力向上や人材育成を行い、受注拡大を図るものでございます。26年度は新たな取り組みといたしまして、県内企業が参入できていないエンジンなどの機能部品受注に向けた分解研究会を開催することとしております。以上でございます。

**倉原情報政策課長** 情報政策課の主な事業についてご説明いたします。

少し飛びまして42ページをお開きください。

事業名欄の一番上、電気通信格差是正事業費5,365万円でございます。

この事業は、携帯電話の不感地域を解消し、地域間の情報通信格差の是正を図るため、移動通信用鉄塔施設など基地局施設を整備する市町村に対して、費用の一部を助成するものでございます。

26年度は、大分市東上野の折立地区、豊後大野市三重伏野地区の2地区を整備する予定となっております。

25年度末の世帯カバー率は99.86%でございますが、今後も、条件不利地域の不感解消に向け、市町村と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に46ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目でございます。新規事業、情報産業振興事業費672万6千円でございます。

この事業は、県内の情報産業の振興を図るため、IT企業の人材育成支援や、県内IT企業と中小企業とのマッチング機会を提供するものでございます。1つ目の丸印にありますとおり、おおいたIT人材塾の開催や、その下のおおいたITフェアの開催等に要する経費を計上しております。

また、その下の公的認証取得費補助250万円は、おおいた成長枠事業として、県内中小IT企業の信頼性確保や競争力を強化するために、プライバシーマーク等の公的認証を取得する企業に対して、その経費の一部を助成するものでございます。以上です。

**安部商業・サービス業振興課長** 商業・サービス業振興課の主な事業についてご説明いたします。

概要の53ページをお開きください。

事業名欄の一番下、おおいたヘルスケア産業創出支援事業費200万1千円でございます。この事業は、高齢化の進展や生活習慣病の増加などを背景に、これからの成長産業として大きな可能性のある健康ビジネスの分野で、ヘルスケアを軸として新たなサービス産業の創出を目指すものでございます。

25年度は、学識経験者や企業の代表者など多彩な委員で構成した大分県健康ビジネス創出研究会において、本県の強みである温泉と食を生かした事業の可能性を検討してまいりました。

上から2番目の丸印、健康ビジネスモデル事業費補助100万円は、25年度の検討結果を踏まえ、発展性が見込まれるビジネスモデルへの支援を行います。また、その下の健康ビジネスセミナー開催経費等77万8千円は、先進事例を広く紹介するセミナーを開催し、県内企業のヘルスケア産業への関心を高め、大分県らしい健康ビジネスの創出を目指すものでございます。

次に55ページをお開き願います。

県産品販路開拓支援事業費1,456万9千円でございます。この事業は、大きく2つの事業で構成されています。

まず、事業概要欄の上の二重丸、おおいた県産品イメージアップ事業費でございますが、この事業は、坐来大分による地元企業の新商品開発の支援や首都圏での大分県サテライトショップの展開を通じ、県産品のみならず、観光も含めた県全体のイメージアップを図る

ものです。

次に、中ほどの二重丸、県産品販路開拓事業費ですが、この事業は、全国に通用する競争力のある商品づくりと県産品の販路開拓・拡大を図るものです。

上から1つ目の丸印、県産品求評・商談会開催事業費として255万円は、県内外の百貨店や量販店等からバイヤーを招いて県産品の求評・商談会を開催するものです。その下の百貨店・量販店等連携事業費199万7千円は、県外の百貨店や量販店と連携して大分県の物産展を開催するものです。

また、その下にあります、新規事業として、関西圏における販路開拓を図るため、この秋に大阪商工会議所が主催する商談会への、県内企業の参加支援を行うこととしています。

次に56ページをお開きください。

事業名欄の一番上、フラッグショップ活用推進事業費5,691万9千円でございます。

この事業は、県産食材や県産品の魅力等の情報を発信し、おおいブランドの確立を図るため、首都圏フラッグショップ「坐来大分」を活用した各種事業を実施するものです。

フラッグショップの運営を行うほか、上から2つ目の丸印のとおり、広報・情報発信事業費136万5千円では、坐来の語り部のスタッフやホームページ等により、食材や生産者、県産品、観光等の情報を首都圏を中心に全国に向けて発信するものでございます。

また、平成27年の大分県立美術館の開館やJRデスティネーションキャンペーン等の大型イベントを控え、坐来大分には首都圏での、更なる情報発信等の機能が求められていますので、下の二重丸にありますとおり、内装等のリニューアルや個室の整備を行い、大分の上質なイメージにさらに磨きをかけ、利用者の利便性の向上を図るとともに、情報発信等、大分県のフラッグショップとしての機能強化に努めてまいります。

次に58ページをお開きください。

事業名欄の一番上、東アジアビジネス推進事業費3,656万8千円でございます。

この事業は、経済成長が著しい中国・香港をはじめとする東アジアや、アセアン地域のショーウィンドーであるシンガポールなどにおいて、県産品の販路開拓・拡大を図るものです。

具体的には、国際食品見本市への出展、それに伴う商談会の実施や、現地バイヤーの招聘、各地域に販売網を持つ現地商社との連携等を通じて、県産品の販売促進を行います。

事業実施に当たっては、海外拠点である県の上海事務所の機能を最大限に発揮し、現地での情報収集とネットワーク構築などを通じ、県内企業の海外でのビジネス活動を積極的にサポートしてまいります。以上でございます。

**広沢企業立地推進課長** 企業立地推進課の主な事業についてご説明いたします。

少し飛びまして64ページをお開き願います。

事業名欄の一番下、企業立地促進事業費7億3,664万3千円でございます。

この事業は、企業誘致を円滑に、そしてより一層推進するため、投資額と雇用人数に応じ、誘致企業に対して補助を行うもので、平成26年度は、これまで県内に立地した誘致企業12社に対して助成を行います。

なお、今年度の企業誘致件数は、本日現在、23件となっております。

経済のグローバル化に伴い、国内企業の海外展開が進む中で、企業誘致を巡る地域間競争はますます熾烈になっていますが、今後とも、追隨する他県に負けないよう、積極的に

取り組んでまいります。以上でございます。

**河野労政福祉課長** 労政福祉課の主な事業についてご説明いたします。

少し飛びまして71ページをお開きください。

事業名欄の一番上、ワーク・ライフ・バランス実践支援事業費534万1千円でございます。

共働き世帯や働きながら介護を担う人が増加している中、仕事と仕事以外の生活の両立環境を整備し、働き方を見直すワーク・ライフ・バランスの推進が重要となっています。ワーク・ライフ・バランスの実現度が高いと、社員の仕事への満足度や意欲が高くなり、企業にとっても、優秀な人材の確保、企業イメージの向上、業務改善による経営コスト削減、さらには、時間当たりの生産性が上昇する働き方改革が可能となります。

そのため、この事業では、こうしたメリットを認識し、人材活用・組織活性化につながる経営戦略としてワーク・ライフ・バランスを実践してもらうため、上から1つ目の丸印のとおり、ワーク・ライフ・バランス実践トップセミナー等を開催し、意識改革を図るほか、その下のとおり、仕事との両立支援に有効な取組等について助言を行うため、企業に推進アドバイザーを派遣するなど、ワーク・ライフ・バランスの取り組み拡大を図るものです。

以上でございます。

**後藤雇用・人材育成課長** 雇用・人材育成課の主な事業についてご説明いたします。

少し飛びまして81ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、障がい者雇用総合推進事業費3,133万円でございます。

平成24年の本県の障がい者雇用率は2.15%で全国5位、また、法定雇用率達成企業の割合は55.0%で全国8位となっておりますが、依然として約4割の企業が法定雇用率を達成しておりません。この事業は、障がい者の一般就労を支援するため、障害者就業・生活支援センターを拠点として各種支援を行うものです。

1つ目の丸印、就業支援員等配置費ですが、25年度は、障害者就業・生活支援センターに精神保健福祉士を1名配置しておりましたが、26年度は1名増員し、2名体制といたします。また、引き続き、県内各地域において就職先を開拓しマッチングを行う就業支援員を6名配置するなど、センターを拠点として地域に密着したきめ細かな支援を行うことで、就職及び職場定着に結びつけてまいります。

次に83ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、女性の再就職チャレンジ支援事業費2,161万8千円でございます。

この事業は、出産等により離職した女性の再就職を支援するため、必要な能力や技能を安心して習得できるよう職業訓練の実施や訓練中の託児経費の助成等を行うものです。

1つ目の丸印、職業訓練委託料1,502万8千円では、民間委託により無料の託児サービス付訓練等を行います。また、その下の保育料助成649万4千円では、訓練期間中の保育料助成を行うものです。

以上で一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**河野委員** 27ページの中核食品加工企業育成事業費ですが、この中核食品という位置づけと、具体的なこれの食品加工企業について、支援対象となるものはどういうふうなところを目指され、実際に対象企業はどの程度が上がっているのかということをお教えください。

**中島工業振興課長** まず、中核食品の位置づけでございますけれども、基本的には中核食品というのは従業員100人以上、売り上げ10億円ぐらいのところを中核食品と考えておりまして、そういったところに目指していく成長志向のある企業を、可能性のある企業を対象としています。

今年度でございますけれども、4件認定しております。県北のほうでの冷凍パンを使っている企業さん、それから冷凍エビフライを扱っている企業さん、それから豊肥のほうのもやし、あるいはカット野菜の企業さん、それから佐伯のほうで養殖ブリの冷凍加工をする企業さん、こういったところの生産設備の増強に対して、利子相当分について補助金を出しているというものでございます。

**河野委員** 今のご説明ですと、中核食品加工企業という、中核というのはあくまで企業に係る言葉なんです、定義として。企業規模です。〔「はい」と言う者あり〕特定の食品ということじゃなくて、食品加工企業のうちで、従業員規模がこれからどんどん伸びていけるだろうというものを中核企業として育成していくという趣旨でよろしいんですね。

**中島工業振興課長** そのとおりでございます。

**久原委員** 12ページの小規模事業支援事業費12億2,813万8千円で、前回の予算委員会の際に、多分守永さんだっと思いましたが、今、大体商工会議所、あるいは商工会等に入っているのは何%かという質問をしたときに、たしか60%ぐらいだろうというような話も聞いたんですが、私は各県下の商工会、商工会議所の、今、加入率はそれぞれのところによってどういうふうになっているかということで、去年は出してもらったような気がするんですけど、少ないところは30%なんかいうところもあった気がしたんですけど、今はどうなっているかわからんですが、ぜひその一覧表を出していただきたいというのが1個目。

もう1つは、いわゆる商工会、これだけの人件費を払って、そしてこれだけの人間を雇っているわけですね。10億円の人件費を払っている。それで、いろいろなことを指導している。もし入っていないところをどういうふうな指導をしようのか。そして、同時に入っていないところをどういうふうに加わろうとしているのか。そして、入っていない人たちの主な理由は何なのか。そこらをちょっと。

**神商工労働企画課長** 加入率、他県の状況につきましては、ちょっとまた後ほど資料をお渡ししたいと思います。

それで、各商工会の加入率、ばらつきもあります。で、加入していないという状況もありますけれども、その1つの理由につきましては、商工会に入っても、どういうふうな指導が受けられるのか、どういうメリットがあるのか、その辺がわからないというところに入らないという声があります。

会員外の指導でございます。会員外につきましても、当然相談等がございましたら対応いたしますし、それから加入促進に向けて、役員が直接、非会員名簿を地区でつくっております。そういうところをローラー作戦というか、それぞれ個別に回って、今、商工会は

どういうふうな指導をしているのか。そして、それによってどういうふうな成果が上げられるのか。そういうのを説明しながら加入促進を今図っているという状況でございます。

**久原委員** せっかくこれだけの金をかけて指導しよるので、俺は形骸化になっているんじゃないかなというような心配もあった。県会議員になりたてのころ、商工会議所の1年間の報告書みたいな、こういうのが出てくるわけ。それでそれを見たら、去年と全く同じようなことを書いておりやせんかな。それで、もう市町村もせんのに、市町村の大会をやったりだとか、何か書いちよりやせんかとか、そういうことを見たこともある。言わんけど、だけど、やっぱりそういうふうな、何というかな、毎年毎年、同じような計画を立てて、同じようにしてきた。それで、その成果はどげんだったとか、そういうのをやっぱりつぶさに指導して、そしてやっぱり加入していないところを加入促進を図っていくというようなことをせんと、何のためにこれだけお金かけてやるかというのがわからんようになる。そこんところをやっぱりもうちょっとしたほうがいいと思うな。

**神商工労働企画課長** 商工会、商工会議所も含めてですけれども、その活動につきまして、23年度に包括外部監査で何カ所か入りましてご指摘を受けております。今、委員おっしゃったように、例えば、企業訪問、個別訪問をしていろいろとアドバイスをすると。ところが、単に「どうですか」と言うぐらいで、具体的に、じゃ、何が問題で、どういうことをすればいいのかという、そこまで突っ込んだ指導ができていなかったというのが現状です。その後、各商工会、商工会議所ごとに活動指標と成果指標。要するに活動指標というのは、年間に会員企業等、何社回るかという形、数字的なものです。それから成果指標につきましては、その経営革新とか、資源活用した国の事業とか、その獲得支援をどのくらい商工会としてやっていくか、その辺の成果指標も各商工会ごとに立てさせて、今、ホームページにも掲載させているという状況です。

当然その進捗状況につきましては、我々職員が各商工会等を訪問する、あるいは県のほうに来てもらって進捗状況を聞くということで、商工会の経営指導員等も、それから商工会の経営指導員等に対する研修も、全体とか、若手研修とか、いろいろと階層ごとに密にやっております。本来、何が商工会はやらなきゃいけないのか。小規模事業者にとって身近な支援者というのが一番の原点ですので、そういうことを再認識してもらうために県としてもいろいろ指導していると。それから、成果をしっかりと立てさせて、その成果の達成に向けてしっかりその取り組みをさせているという現状であります。以上です。

**久原委員** 大事なことで、去年も私たちも幾つかの商工会議所に県内視察のときに行ったけど、いわゆる商工会議所自身が地域の見守り隊の役割をしたりだとか、いろんなことをして一生懸命頑張るところもあるわけやな。ところが、もうほとんどがシャッター通りで、いろんなことをせんと、つまり、商工会や商工会議所の会費を払ったって、何のメリットもないやないかと。そげんなものに行ったって何になるのかみたいな感じの人もおるわけよ。だけど、やっぱり地域おこしだとか、いろんなことをするということでは、この商工会とか商工会議所の果たす役割というのは物すごく大きいような気がするんや。だから、ここだけじゃなくて、福祉保健部とか、そういうところ等も指摘しながら、見守り隊なんかになったときには、もう連中の仕事や。それを商工会がやってくれよるわけ。そういうところをやっぱりもうちょっとアピールしたりだとか、いろんなことをしながら、存在意義というのをもうちょっと強めていかんなどいうのを、こげなことじゃ悪いわ、や

っぱり。肝に命じてください。（「要望しておきます」と言う者あり）

**守永委員** 12ページの、今、久原委員の質問した同じ事業になるんですけども、この中で（6）の若手後継者等育成事業、これはこれまでも同じような事業を組んでいたんだと思うんですけども、どういう事業が、1,200万円何がし組んでいるんですけども、内容として想定されるのかをお尋ねしたいのと、8番の地域・個店対策事業25万2千円程度の予算規模なんですけれども、成果としてどのような成果をこの事業に見込んでいるのかというのを教えていただきたい。

あと28ページになるんですけども、地熱フル活用おおいた新活力創出事業費、これの地熱利用型スマート農業ハウス建設事業費で、補助率についてどういう補助率を設定しているのかというのと、農林水産部のほうの事業として、いろんなハウス施設の補助事業があると思うんですけども、そういった事業等の補助率との調整ができていいのかということ。

それともう1点、31ページの東九州地域医療産業拠点推進事業費の関係なんですけれども、これは予特の全体会議の中でも質問はあったんですが、具体的にこの寄附講座設置事業費で、現在どのような講座内容が持たれているのか。これはまた後ほど資料等いただければ助かるんですけども、お示しいただければと思います。

以上3点です。

**神商工労働企画課長** まず、若手後継者等育成事業でございます。これは、商工会、商工会議所の青年部とか女性部、こういった、あるいは地域振興をするための事業、これをバックアップするとかいうことを目的としております。それぞれそういった青年部、女性部を対象にした講習会、研修会でありますとか、あるいは九州ブロック大会を大分県で開催いたしますので、それに対する助成とか、そういった内容になっております。

それから、8の地域・個店対策事業でございますけれども、この内容につきましては、事業者に対する経営情報サービスということで、例えば、いろいろと事業者の方が契約を交わすのに、その事例をお示しするとか、それから業界の動向調査、そういったものを委託等で調査をいたしまして、それを小規模事業者等にお示しすると、そういった内容になっております。

**中島工業振興課長** 地熱フル活用事業の補助率でございます。基本的には、経済産業省の地熱開発理解促進事業という補助メニューを使っておりまして、これは補助対象経費であれば10分の10、10割補助というものでございます。

それから、一部補助対象外のものがございまして、こういった内訳になっているというところがございます。

それと、農林水産部との調整ということで、これは農家への補助というわけではなくて、県が地熱発電機をつくって、そして、そこで発電した後のまだ熱がありますから、その熱を利用してハウスに供給してスマート農業ハウスをつくる。ここは、場所は農林水産研究指導センターの花弁グループでございますので、ここではトルコギキョウとか、そういった研究開発をやっていますから、そういったところの研究開発用のスマート農業ハウスをつくりまして、県内、当然ここでは研究を第一義的にやっていきますけれども、県の農業者向けに対しても、こういった新しい農業のあり方をご提示するというような役割を持っていただくということで考えております。



**小野産業集積振興室長** 東九州地域医療産業拠点推進事業費の中の寄附講座の状況でございます。

寄附講座につきましては、構想が推進しております研究開発の拠点づくり、これの中核組織として、県と川澄化学工業さんとの寄附により設置されております。

このため、まず1つが川澄化学工業さんとの共同研究ということで、一番大きいものは、川澄化学工業さんの希望によりまして血液浄化に関する基礎研究というのが進められております。それとあわせて、血液関係の研究ということで、血液ポンプの長期使用に向けた研究というものも一緒になされております。

それともう1つが、県内中小企業との共同研究というのをお願いしております、具体的な製品化されたものといましては、宇佐にあります徳器技研工業さんが大分大学の講座などで研究し、人工呼吸器を喉につけるときに気管カニューレという管を喉の中に挿すんですが、これを安定させることと、唾液が落ちて炎症を起こさないためにカフという浮輪のようなのを気管カニューレにつけます。そのカフの圧力を調べたり、自動的にカフ圧を調整したりする、そういう医療機器を開発し、既に販売しております。

さらに、研究を続けておりますのが、光照射による炎症治療機器の開発とか、特区調整費で大規模な開発をしております在宅人工呼吸器、これらもこの講座を通して大学と地場企業が共同研究を進めているという状況であります。

それとあと、具体的ではないんですが、やはりこの寄附講座が、地場企業さんが相談に行く窓口、そして大学の担当の先生に取り次いでくれるということで、大学の敷居が下がったということで、この講座が設置されているということで、地場企業さんのほうから非常に助かるという言葉も聞いているところでございます。

以上です。

**後藤副委員長** ちょっと内容が具体的にもしわかれば教えてください。

23ページの電源立地の対策の関係なんですけど、この交付金が八千幾ら予算で組まれているんですけども、具体的に言えるようなものであれば教えていただきたいと思います。

それと、27ページの里芋の関係なんですけど、昨年よりちょっと予算は落ちているんですけども、里芋の産地としてのブランドを確立するために加工品の開発とかやっていくんでしょうけれども、何か芽出しとか、何かできていこうとしているんですかね。昨年の予算を使ってみて、その辺をちょっと教えてください。またことしも何かをつくろうとしているんだと思いますので。

それと、32ページの医療関連産業の参入の促進事業費1,400万円程度あるんですけども、研究開発の支援事業費が1,200万円ほどあるんですけども、これは何かもう新規物が出ようとしているのかどうなのか、動きがあるのかどうなのかですね。東九州メディカルバレー構想という大きな構えはしたんですけども、あんまり進展していないという感じがしてならないんですけども、ちまちましたのはあるかもしれませんけれども、旭化成さんとか、あるいは川澄さんとか、あともう少しどーんとほかの企業が来るのかなという感じは持っていたんですけど、なかなかやっぱり厳しい面があるんだと思うんですが、その辺の動きを教えてください。

以上です。

**中島工業振興課長** まず最初に電源立地の関係でございますけれども、この事業につきましては、運転開始後15年以上が経過して、そして評価出力の合計が1千キロワット以上で、一定以上の電力量の水力発電施設が所在する市町村に対する補助金ということで、県内で9市町に交付しております、内容は、「9市町ですか」と言う者あり）9つの市町でございます。

対象事業につきましては、公共用の施設整備事業でありますとか、地域活性化の事業であります。例えば、公民館であるとか、場合によっては防災関係の設備であるとか、そんなところに対して交付しているものでございます。

それから、豊後大野さといも産地活性化推進事業でございます。

今年度につきましては、商工労働部のほうでは加工品のところを担当しております、加工商品、ことしどういったものを開発するかということで、里芋をまずはペーストだとか粉末にしようとか、その成分分析をするというようなところをしております。ですから、里芋を加工品として使うための原料化というところを25年度行っております。

来年度につきましては、さらにそれを発展させていきまして、そのペーストであるとか粉末を使って新たな豊後大野のブランドになるような商品ができないかというところで、今考えているのは、その里芋パウダーを使いまして里芋の麺をつくらうと。（「麺」と言う者あり）麺です。里芋の麺をつくったらどうかというところで考えております。で、麺をつくるだけではなく、その成分、あるいは機能性のあたりも調べる。あるいは原料もそうなんです、原料、あるいは麺ができ上がれば、それを持って展示商談会に出展しようとか、そういった事業を26年度考えているところでございます。

以上です。

**小野産業集積振興室長** 医療関連産業参入促進事業費のうち、研究開発支援事業費についてご説明いたします。

1、205万7千円ですが、これは24年度から始めた事業でございます、1件当たり400万円の補助金で、3件採択し、研究を支援するというものでございます。24年、25年で、今、計6件まで支援しておりますが、うち1件が最近、これはまた、先ほどカフ圧で出ました徳器技研工業さんが足踏み式たん吸引器というのをこの研究開発費で製品化して、もう既に全国に向けて販売しております。

24年度、残りの事業につきましては、26年度の商品化を目指しているものが2点です。そして26年度に、さらに学会発表等、ドクターと一緒に開発しているものを情報発信した上で製品にしていこうという動きがございます。

25年度現在、研究開発しているものが、これにつきましては、26年度にかなり商品化可能だろうと思われているのが1点ございますし、あと2点は、26年度には、今度は薬事アドバイザーの支援で、それを製造業許可をとった後に販売していこうということで、現時点ではまだ1件しか製品化されておりましたが、すべて製品化に向けて研究が続いているという状況でございます。

研究開発費は1件400万円ということで、なかなか大規模なものというのは開発はしにくいところでございますが、予算上ではございませんが、国の総合特区の調整費で1件7千万円の研究開発というのは、先ほど少し触れました在宅人工呼吸器、こういう大きな日本全国に向けて売れる大分発の医療機器の開発というのも、国の支援を受けながら現在

行っているところでございます。

以上です。

**後藤副委員長** 里芋の件なんですけど、麵をつくるというのも一つのあれなんでしょうけど、これは今、どこといますか、企業名といますか、言えるんですかね、どこでそういう研究をしているのか。

**中島工業振興課長** 今、豊後大野にあります豊後大野クラスターという企業が中心となって加工分野につきましては。

**後藤副委員長** 豊後大野クラスター、どこにあるんですか。

**中島工業振興課長** はい、菅尾に立地企業さんで食品加工しておりましたところがございまして、そこが撤退しまして、地元の方々がその企業を取得したと。そこはかなり設備も整っておって、そういったところを活用して、加工の拠点にしてやっていこうというところで今取り組んでいるところです。里芋以外にも取り組んでおります。

**酒井委員** ちょっと今のに関連しますけど、今、食品加工とかいうのは、やっぱり健康志向なんですね。やっぱりヘルシーとかいろいろ、そういう方向でつくるとかなり売れると思います。

それは別として、1つは58ページの東アジアビジネス推進事業費。この前、私ども県民クラブで最近米水津に行ったんですけど、そのときに言われていたのは、それぞれ今、中国にいろんな分野で、食料品を初め、特に私、日田ですけど、日田では漬物とか下駄とかを、かなり中国とかあっちに進出をして、かなり利益が出ている企業もあるんですけど、問題は、魚なんかの干物とか、それぞれ各分野で、中国とか東アジアにそれぞれ商品の開拓に向けてやっているんですけど、問題はその人たちの連絡調整といますか、個々じゃなくて、やっぱり大きな組織として連絡協議会をつくって輸出をすれば、いろんな面で視野が広がるんじゃないかというようなことであつたわけですから、そういう点についての、この予算には入っていないかということ。

もう1点は、私、予算特別委員会にちょっと出られなかったんですけど、プレミアム商品券についていろいろ質問が出たということでもありますけど、今回、景気対策、それから消費税対策として44億円の予算が計上されて、前年度に比べて倍になっているんですね。問題は、これから4月から消費税が上がる中で、もう早速、今、いろんなアンケートをとっていますけど、もうやっぱり7割ぐらいが消費税アップによって節約をするというような世論調査も出ているわけですから、早くこの特効薬を出さなくては消費税対策にならないと思うんです。したがって、一つの、今までは年末商戦を中心にプレミアム商品券は発行したんですけど、今回、前年度の倍ということになれば、盆商戦、それから年末商戦、そういう2つの分け方もあるし、一遍に盆商戦にプレミアムを使う方法もあると思うんですけど、その点については、各市町村ごとでもう一任をするということになっておるかということと、市町村は、県がこれから予算措置をして、恐らく6月補正でこの関係は実行するというふうに思います。したがって、商工会議所も「なかなか時間的に厳しいね」というようなことも言われておりますけど、どのような効果に向けて指導されておるのか、その点についてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

**安部商業・サービス業振興課長** 初めに、東アジアビジネス推進事業のことにつきまして、協議会というのは、農林水産物については農林水産部のほうに農産物協議会、水産物協議

会、それから林産物協議会、シイタケですけど、それぞれの部会がありまして、それに私どもの東アジアビジネス推進事業担当の販路対策担当者が出席して、情報共有して、そこは協議会になっております。

それから、あと県庁の中では、それと農林水産部と、それからうちの中でも商品開発の部分と一緒に、販路促進協議会というのを毎月開催する中で、こういったものを海外に出していく商談会をやりますとか、そういう情報共有をしているところでございます。

で、それぞれの、特に魚系ですね。上海、中国はちょっとなかなか出せないんですけども、シンガポールだとかの需要は今高うございますので、我々、フェアをやる際は、林産振興室と一緒に、漁協等と連絡をとりながらやっております。

**酒井委員** それで、逆に中国で、やっぱり上海とか、人件費が東南アジアは安いものから、逆に向こうで、日田の一つの例を言いますと、伊藤漬物さんというのがあるんですけど、逆に向こうで漬物を加工して、逆輸入しているところも結構あるんですよ。だから、そういうところも、やっぱりいろんなルートを持っていると思いますから、そこはもう逆に反対に利用することもいいと思うんですけど、そこまでやっぱり考えていただきたいというふうに思います。そういうのは考えたことがあるかないか。

**安部商業・サービス業振興課長** 漬物は、「漬物とか原価とかね」と言う者あり）ええ、それは実際にあります。ほかの企業名を言えば、富士見食品さん。（「伊藤さんやろ」と言う者あり）はい、というところだったと思います。（「アジア食品」と言う者あり）はい。で、タイでのフェアとか参加いただいて、実際に需要があっているというふうには聞いております。だから、漬物と。（「出すだけじゃなくて、入れるほうもね」と言う者あり）そうですね。（「検討してください。これは要望でいいです」と言う者あり）わかりました。検討してまいります。

**神商工労働企画課長** プレミアムつき商品券の件でご質問ございました。

今、委員おっしゃったように、これを来年度実施しますのは、消費税率の引き上げに伴う景気の腰折れを防止するというのが一つの眼目であります。それから、地域の商店街、個店を使うことによって地域の経済循環を図るというのが大きな2つの目的であります。で、具体的に商品券事業につきましては、県が市町村に補助しますが、要件としては、昨年同様、明るい話題をテーマにということと、それからなるべく地元の商店と中小企業者を活用してくださいねという2つです。

それで、1点目のご質問でありますけれども、要するに商品券の販売時期、実施期間につきましては、それぞれの市町村で決めていただくと。県から制約をつけるわけではございません。

ただ、先ほど言いましたように、あくまで消費税率引き上げに伴う腰折れを防ぐというのが一番大きな目的でございますので、本年度は6月補正でちょっとおくれましたので、年末にということもあったんですけども、そういう目的からしますと、来年度は、今もう各市町村に県は当初で予算を送りますよということも申し上げておりますし、事前にもお知らせしていますし、市町村においてはやっぱり早期の実施を今後働きかけていきたいというふうに思っております。具体的には、市町村でありますとか、商店街とか商工会等を対象にした説明会をまた早期に開催いたします。そこでまた詳細をご説明して、趣旨も含めて、あるいは個別の市町村ともお話をさせていただきながら趣旨を伝えていき

たいというふうに思っております。

以上です。

**酒井委員** 25年度が9市だったですね、実施がね。で、26年度は今のところ全市的な見込みがあるんですかね。

**神商工労働企画課長** まだ我々が確認した段階では、当初予算で計上する、あるいは6月補正で要求するということは、今のところまだ4市町でございます。ただ、市町村の議会等での状況を見ますと、そういった質問がなされて、それに対して前向きに取り組む意向であるということもありますし、あるいは事務レベルでいろいろと確認しておりますけれども、今、検討しているという市町村も数がありますので、そういったところも含めて、全体的に先ほど言いましたような趣旨を徹底して、取り組みを促していきたいというふうに考えております。

**酒井委員** もう1点、全国的にはいろいろ、元気枠でプレミアムするところもあるし、住宅とか、いろんな方法を考えておられるところもたくさんあるんですね。したがって、今回は、大分県はプレミアム商品券を1点に絞って、市町村にそういうプレミアム商品券で元気枠を使ってくださいというようなことで統一しているんですかね。

**神商工労働企画課長** 大分県におきましては、もう通常の商品券ですね。特に住宅とか、そういう特化することじゃなくて、やはり広く地元の中小企業者を活用できるようにというのが目的ですので、一般的な商品券、プレミアムつきのということで実施をしています。（「わかりました」と言う者あり）

**末宗委員** 37ページ、産業科学技術センターだけど、私、それで1,431万4千円、昨年の予算と一緒に、これは採用されなかったから、今までの実績がどうで、どのくらいのお金が出るのかなと思って、今までの実績と、そこあたりを含めて。ほかの予算に採用された場合はほかの予算に入るのかどうかも含めて、ちょっとお願いしたい。

**中島工業振興課長** まず実績でございますけれども、ちょっと今確認したいと思っておりますので、それは後ほどさせていただければと思います。

**末宗委員** 採用された場合、どのくらいのお金が出てくるのか、そこから。いろいろあるんやろうけどね。そこあたりを含めて。

**中島工業振興課長** 本当にいろいろございます。例えば、産業科学技術センターが主体となってとりにいくような事業。例えば、文科省の事業、あるいは経済産業省の事業。1千万円、自分たちが決めていけば、その1千万円がつく場合もありますし、落選する場合があります。そういう主体的に取り組む事業の場合がございます。

それとあと、もう1つが共同研究。例えば、県内の企業さんが共同研究先に産業科学技術センター入ってくれと。こういう補助金を取りにいくと。その補助金が取れた暁には、産業科学技術センターが共同研究相当分をいただくと、こういったことですから、共同研究の内容によって、また変わってくるというものでございます。例えば、来年度予定のものは、文科省のA-STEP事業というところで、たしか300万円ほどの提案事業をいただくようになっていたというふうに思っております。以上でございます。

**末宗委員** 今までの実績をさっき聞いたかったんだけど、どのくらいのお金がこれは採用されて入ったのかなと思って。

**中島工業振興課長** 済みません、手元に金額の入った資料がございませんので、後ほどと

思いますけれども、お渡ししたいと思います。

例えば、25年度の研究であれば、杉、ヒノキの高付加価値化の商品の研究でありますとか、例えば、アロマオイル等との関連での杉、ヒノキの研究でありますとか、それから3Dプリンターにおける造形技術の研究を……

**末宗委員** 聞いているのは、公募するんだから、そこからお金をくれるわけやろう、当選した場合は。「はい」と言う者あり）それが実績がどのくらいあるのかなというのを聞きたい。

**中島工業振興課長** 大変申しわけございませんが、手元にその資料ございませんので、後ほどお届けさせていただければと思います。

**小野産業集積振興室長** 済みません、先ほど研究開発事業費の件で6件と申し上げてしまいましたが、24年度、1,200万円の中で4点拾えておりました。それで、トータル、24年と25年で7件、今、対象、実績がございまして、先ほど申しましたとおり、既に製品化なされたものが1件、26年度に製品化を求めているのが3件、26年度も研究開発を続けていくものが3件というのが実績でございます。済みません、訂正させていただきます。「何か一覧にしてくれんかな。メモ程度でいいんだけど」と言う者あり）はい、わかりました。

**土居委員長** じゃ、それを求めておきます。

済みません、私から1点、52ページの個性的商店街づくり推進事業費の商店街連携強化事業費の補助について、先日、予特では、オープンに合わせて機運を盛り上げていくために商店街で行うと。その商店街も、より範囲を広げてという答弁をいただいたんですけども、どれくらい広げるんですか。大分県全域ですか。

**安部商業・サービス業振興課長** 我々の想定としては、今、中心市街地です。ですから、竹町中央通り。ただ、竹町のところにも、その先に西新町商店街というのがあります。今度、大変国の予算を使って、うちも支援したんですけど、イベントをやったところで、余り今までつけなかったところなんです。それから、府内町を渡って、府内町側の商店街、大体そのくらいを想定しています。意外と徒歩で回遊できる範囲くらいが入ってもらえればいいかなというイメージでございます。

**中島工業振興課長** 大変失礼いたしました。先ほどの件でございますけれども、昨年度9件、371万9,952円という契約額になって、25年度がそういう額になってございます。1,400万円じゃなくて、371万9千円というところでございます。

**土居委員長** 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これより、先ほど審査いたしました労働委員会関係部分とあわせて、採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4号議案平成26年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について執行

部の説明を求めます。

**工藤経営金融支援室長** 第4号議案平成26年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算につきましてご説明いたします。

それでは、先ほどの商工労働部・労働委員会予算概要の4ページをお開きください。

表の左から2列目、予算額(A)欄の一番上にございますとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、それぞれ2億9,314万円でございます。

中小企業設備導入資金特別会計は、中小企業者が共同で取り組む事業に対し融資を行う高度化融資事業などに係るものでございます。以上が概要でございまして、続きまして、85ページをお開きいただきたいと思います。

事業名欄の一番上、高度化資金貸付金3,299万3千円は、中小企業者の集団化、共同化など、高度化事業を進めるための資金を融資するものであります。具体的には、九州各県のガス会社で構成される事業協同組合が地震対策として行う、既設のガス管を耐震性の高い管に取り替える事業に対しまして、その事業費の一部を貸し付けるものです。

また、その下の償還金1億5,061万円は、高度化資金の貸付先である事業者からの償還金を、貸付時の中小企業基盤整備機構と県との負担割合に応じて、機構に償還するものです。一方、その下の繰出金1億426万1千円は、事業者からの償還金と同じく県の一般会計に繰り出すものです。

次に86ページをお開きください。

事務費56万8千円、またその下の87ページの事務費170万8千円は、過去の債権管理に要する事務的経費でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第5号議案平成26年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**広沢企業立地推進課長** 第5号議案平成26年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。予算概要の4ページをお開きください。

予算額(A)欄の上から2番目にありますとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、それぞれ12億3,660万7千円でございます。

続きまして、かなり飛んでいただきますが、89ページをお開き願います。

事業名欄の一番上、流通業務団地造成事業費3億8,027万7千円は、東九州における広域的な流通拠点の形成を図るために整備した流通業務団地の安全・防災・環境対策などを行うとともに、3工区の分譲に最低限必要な外周道路及び排水施設等の整備を行うものです。

また、その下の公債費 8 億 5, 6 3 3 万円は、起債借入金の元金及び利子の償還でございます。内訳は、利子が 5, 7 3 3 万円、元金償還が 7 億 9, 9 0 0 万円でございます。

2 6 年度は 3 社への分譲を予定しておりますが、このうち 1 社については昨年 9 月に立地表明を終えており、現在、土地売買契約締結に向けた準備を進めているところでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 3 3 号議案大分県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**工藤経営金融支援室長** 第 3 3 号議案大分県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の 2 4 3 ページ並びにお手元の委員会資料の 8 ページを開きいただきたいと思います。

まずこの条例の概要ですが、1 に記載しておりますとおり、中小企業者等の事業再生の円滑化を図るため、県と大分県信用保証協会との間で締結しました県制度資金に係る損失補償契約の対象となります求償権について、保証協会から放棄の申し出があった場合に、県が当該求償権の放棄を承認する手続を定めたものであります。

平成 2 1 年第 1 回定例会においてご承認をいただき、制定したところでございます。

今回の条例改正は、2 に記載してありますとおり、産業競争力強化法の施行等に伴いまして、条例の条文中に記載された法律名が今回の産業競争力強化法というものに改められたことから、本条例の規定を整備する必要が生じたので、所要の改正について承認をお願いするものでございます。具体的な条文改正につきましては、3 にありますとおり、条例第 3 条第 1 号の部分に関しましては、中小企業再生支援協議会の設置根拠がそこにありますように産活法から産業競争力強化法へ、(2) の独立行政法人中小企業基盤整備機構の部分につきましては、同じく産活法の 4 7 条から産業競争力強化法の 1 3 3 条第 1 号に変わるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕



**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第34号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

**工藤経営金融支援室長** 第34号議案権利の放棄について、ご説明いたします。

お手元の議案書の244ページ、それから委員会資料の9ページをごらんいただきたいと思います。主に委員会資料のほうでご説明いたします。

まず、1の貸付実績及び未収債権の全体状況であります。中小企業者の設備の近代化を図ることを目的として設備導入資金の2分の1の額を無利子で貸し付けました。

中小企業設備近代化資金の貸付実績につきましては件数で2,799件、金額で111億100万円となっております。このうち、平成26年2月末において、4件、1,084万円が未収という形になっております。

今回、権利放棄をお願いする内容は2に記載しておりますが、中津市と杵築市の建設業者に対する貸付金2件の合計2,204万9,822円の債権でございます。

この債権の管理につきましては、県としましても、貸付金の原資が県民の税金であることから、債務者の遊休資産を売却させ償還金に充当させるなど、最後まで回収に努めてきたところでございます。しかしながらこのたび、連帯保証人が無資力であることが判明し、主たる債務者が解散、または破産していることから、これ以上の回収は不能であると判断し、権利放棄の議決をお願いするに至ったものであります。

なお、当該債権には、返済がおくれたことにより発生する違約金が含まれており、内訳は、元金1件902万4千円と違約金2件合計で1,302万5,822円となっております。

今回議決をいただきますと、中小企業設備近代化資金の残る未収債権は、2つの貸し付け先とそれに対します元金合計が181万6千円となりまして、引き続き鋭意回収に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**後藤雇用・人材育成課長** 第35号議案、職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部改正についてご説明します。

議案書の245ページ、お手元の委員会資料の11ページをお開き願います。

まず初めに、この条例を改正する理由でございます。

委員会資料上段（１）に記載しておりますとおり、訓練の対象者や教科、訓練期間、指導員の資格などがこの条例に定められています。これからの職業訓練指導員は、単に職業訓練を行うだけではなくて、地域の人材ニーズに基づく訓練計画の策定や訓練指導、就職支援、訓練内容の強化、改善など一連の流れとするPDCAサイクルによる職業訓練コースの運営ができる能力が求められています。

このため、職業訓練指導員は技術、技能だけでなく、キャリアコンサルティング力やマネジメント力など多様な知識を身につける必要があります。そうした高い能力を持った職業指導員を養成するため、その下の（２）に記載しておりますとおり、今回国において、職業能力開発総合大学の指導員訓練課程が見直されたところでございます。当該訓練課程の見直しに伴いまして、職業能力開発促進法の施行規則が規定する職業訓練指導員の資格要件が改められたため、それに連動して本条例の職業訓練指導員の資格要件について所要の改正を行うものでございます。

改正の対象になるのは、本県では工科短期大学の職業訓練指導員になるための資格要件でございまして、資料の上が旧、そして下が新でございます。

下の新のほうで主な内容を説明をさせていただきます。

左側の②と③が職業能力開発総合大学関係の職業訓練指導員養成の流れでございます。まず、総合大学の総合課程を修了して、同校の長期養成課程を修了すると職業訓練指導員の資格が取得できます。これは、これまでの長期課程修了、あるいは研究課程修了と同様な流れでございます。

今回、資格取得のルートが拡大をされまして、①の下に丸新と記載しています工科系大学の学部卒業者、それから③の下に丸新と記載をしております全国に10校あります職業能力開発校の卒業者も総合大学の長期養成課程へと進学することができるようになりました。

また、④の上の丸新、短期養成課程も新たに設けられたもので、これにより実務経験者も、これまでより短期間で資格を取得できるようになったものです。今回の改正により今後、職業訓練指導員を採用する際、多様で高い能力を持った人材の多くが期待されるところでございます。

なお、条例の施行期日は平成26年4月1日でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第36号議案大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**後藤雇用・人材育成課長** 第36号議案大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部

改正についてご説明いたします。議案書は247ページ、委員会資料の12ページをお開き願います。委員会資料のほうで主に説明いたします。

1の大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金の経緯と取り組みでございますが、この基金は国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入れて、平成21年3月9日に設置したものであり、失業者に対して一時的な雇用・就業機会を創出すること等を目的に、県や市町村が実施する事業に活用しております。

その下、経過一覧表の一番下でございますが、国の平成25年度補正予算により新たに創設されました地域人づくり事業に係る交付金18億5千万円を受け、基金の積み増しを行う予定となっております。

次に2の条例改正の理由ですが、この地域人づくり事業の実施期間は平成27年度末まで、精算期限が28年6月末までとなっております。

条例の効力を有する期間も、現行の27年6月30日から28年6月30日に、1年間延長をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**土居委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願の審査に入ります。

継続請願21、四国電力伊方原子力発電所再稼働に反対する意見書の提出について執行部の説明を改めて求めます。

**中島工業振興課長** 継続請願21、四国電力伊方原子力発電所再稼働に反対する意見書の提出について、見解をご説明いたします。

お手元の継続請願文書表の3ページをお開きください。

福島第1原発の大変な事故を経験し、今なお問題を抱える我が国では、経済的・社会的な必要性だけで原子力発電所を稼働することは決して許されるものではないと考えています。国及び電力会社において、徹底的に安全性を検証し、安全対策を強化することが大切と考えています。

現在、国では、原子力規制委員会が、専門的かつ最新の知見に基づいた新たな規制基準を策定し、これを上回る安全対策がとられているかを確認しています。審査が始まって8カ月が経過しますが、中立公正な立場から厳格かつ丁寧に審査が行われているものと認識しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いします。

**土居委員長** 質疑をお願いします。

**河野委員** 前回のときにも再度発言させていただいたんですが、我が委員会は商工労働委員会ということもありますので、いわゆる産業基盤としての電力供給という視点を持って

検討しなければならないんじゃないかと思うんですが、特に九州ではない、四国の電力関係ということもあります。ただ、ご案内のとおり隣接しているということもあって、相互に電力の補完関係にもあるのかなということも思いながら、この部分について検討をより深めていく必要があるのではないかと思います。そういった意味で、より一層の議論の深まりを求めて継続ということではいかがでしょうか。

**土居委員長** 継続というご意見がありましたけどよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**土居委員長** では、継続審査についてお諮りします。

本請願を継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ご異議がないので、本請願は、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外であります。議長から回付されています。陳情4-1 原発再稼働反対等について執行部の意見を求めます。

**中島工業振興課長** 陳情4-1 原発再稼働反対等について、執行部の見解をご説明いたします。

お手元の陳情文書表の3ページをお開きください。

先ほど、申し上げた見解に加えまして、県では、県民の皆さんと一緒に、再生可能エネルギーの一層の導入拡大とエネルギー利用の更なる効率化を進めていくことが重要と考えており、地域振興や産業振興などにつながるエネルギー関連施策を積極的に展開しております。

以上でございます。

**土居委員長** この陳情について、ご意見、ご要望はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にないようですので、これで陳情については終わります。

次に、執行部より諸般の報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**広沢企業立地推進課長** 25年度の企業誘致の状況等について、ご報告をさせていただきます。委員会資料の13ページをごらんください。

上段の表の下から3段目の合計欄にありますように、平成25年度は、本日までに23社の企業から立地表明をいただきました。新規雇用者は合計で453人、投資額は147億円でございます。

企業の海外進出は依然として続いておりまして、企業誘致にとっては厳しい状況には変わりはありません。本県への新規立地件数も、今年度23件のうち7件と少ない状況でございますが、その一方で、増設や拡張を行う企業は確実に増加しておりまして、国内の生産拠点の統合、集約化の流れを我々としてはしっかりと掴んでいるものと考えています。

今年度の新規雇用者数と投資額を見ますと、投資額は昨年度を上回りましたが、新規雇用者数は少なくなっております。設備投資は自動化、ロボット化等に費やされておりまして、新規雇用者数はそれほど多くありません。県内雇用を確保するためには、様々な分野で一層企業誘致に取り組んでいく必要性を改めて感じているところでございます。

次に、立地企業を業種別に見ますと、自動車関連の輸送用機械が依然として10件と最

も多く、次いで食品関連となっています。また、その他8件につきましては、半導体の設計開発、金属製品の製造等様々な企業が立地しています。

それでは、今年度、立地した企業の中から4社について簡単にご説明いたします。

1つ目は、宇佐市で強化段ボールシート素材の製造を行っているパック・ミズタニ株式会社でございます。昨年7月に工場の増設を行いまして、自動車部品の梱包材の生産を開始するとともに、10月には災害時に段ボール製簡易ベッド等の提供を行うことを内容とした、災害時における生活必需物資に関する協定を、本県と締結しました。災害時の緊急支援活動に大きく寄与するものと心強く思っております。

2件目は、日田市の株式会社九州コクボでございます。最近は、猛暑の影響で、特に夏場の氷の需要が増加しており、大手コンビニエンスストア向けのロックアイスを増産するため、今月末に新工場が竣工いたします。3件目は竹田市の、九州ジージーシー株式会社でございます。主力製品のもやしの生産に加え、野菜のカット・加工・パッケージラインを増設しており、本年4月に操業開始が予定されております。いずれも地域の中核を担う食品産業として、雇用の創出や農産物を活用した地域活性化に期待が寄せられています。

4件目、昨年10月に別府市に立地表明いたしましたサイバーダイন株式会社でございます。本年1月に九州で唯一、全国で4番目のロボットケアセンターを太陽の家に開設いたしました。同社は筑波大学大学院の山海教授が設立したベンチャー企業でありまして、世界最先端の福祉用ロボットスーツHALの研究開発や、障がいを持つ人たちの機能回復を目指すトレーニング事業に取り組んでいます。本県が推進しております、東九州メディカルバレー構想が一層厚みを増すこととなります。

今後とも、本県の強みである産業集積の厚みを生かすとともに、市町村と連携した迅速なワンストップサービス、立地企業へのきめ細かなフォローアップ等を行うことによりまして、引き続き企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**土居委員長** ただいま、執行部から報告がありましたが、質疑等はありませんか。

**久原委員** この資料を見ると、非常によく頑張っているのは1区と3区。2区には一つも企業は入っちゃらん。だから、この2区に来るように、特に今、東九州メディカルバレー構想というのは、これはどっちかといったら県南が中心みたいな感じがしますので、しっかり頑張ってください。お願いします。

**土居委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**後藤副委員長** 2点ほど。先ほどの里芋のペーストの関係でお話も出ましたけれども、私はちょっと見えないところがあるんですけども、6次産業化という形の中で、農産物を加工して何らかの形で売り出していこうという形がかなり出てきていますけれども、実は100万幾らとかかけて、2カ年かけて研究をしながら、里芋とかでも時間をかけて、そのつながりが何になるのか今から研究するのか、あるいは分析をして、粘り度がどのくらいあるのかとか、どのくらい持っていけばいいのかとか、そういうのを恐らく民間としてやっていくんだと思うんですけども、そこにどれだけの技術者がいるのか、分析がどのく

らいできるのかとか、その辺が私もその工場の中に入ったことありませんからわからないんですけども、要は私が言いたいのは、海外の視察に行って、レモンで皮ではお酒をつくる。中の綿みたいなので化粧品をすとか、実はジャムにする。種はまた漢方薬みたいにしてお薬にするとか、化粧品にも使う。そういうふうな形で、1つのものを100%利用した加工品に持っているわけなんです。イタリアでそういうことを聞いてきたんですけども、大分県の中でそういうふうな農産品をつくっていく、加工していく、何か研究所をつくって、徹底的にそこでつくり上げていくということはできないんだろうかな。民間とこれは一体的になってもいいんですけども、専門にそれを研究して、どんどん加工品を開発していくとか、今のところ民間に任せて、民間の皆さんやってください、少し支援はしますよという形だから、非常にスピード感が出てこないと思うんですよ。ですから、やっぱり私はあくまでもこういうのは、農業技術センターはセンターとして豊後大野にありますけれども、そういう産業科学技術センターの一面でも、あの中でそういうのを本格的に研究をする。人間がおらんとつまらんわけですから、そういうことをできないのかなというふうに実は思っているんですが、それが1点です。

それともう1点は、一般質問でもしたことがあるんですが、カーラジオのノイズの件なんですけれども、これは防災の関係から、もう相撲の勝負が聞こえなかったぐらいはどげんでもいいんやけれども、やっぱり長い区間が1キロメートル近くにわたって聞こえないところというのも、今、豊後大野の三重新殿線沿線にあるんですけども、実は振興局のほうもどこが原因だというのはわかっているんです。わかって、1回はお願いに行っただけでも、もうあと行ってないんですね。そこが冷房装置のコンデンサーの取りかえをやってくれない。ですから、もう間違いなくそこだというのはあるんですけども、なかなか踏み込めない。ですから、あ那时候、部長もちょっと答弁なさったように、電波管理局ですかね、そういうところと何か話ができるのかどうなのか。もう電気のバイパスを組んでまで、実際に電力ではない、電力線ではないということになっているわけです。その電力線がたまたま乗って、1キロメートル近くが走っているという状況がある。ですから、何らかの措置を、やっぱり発生をさせている根本のお店にお願いができないのかということをおもっています。その2点、お尋ねしたい。

**中島工業振興課長** 食品の研究開発関係でございますけれども、まず1点目は、産業科学技術センターに食品の担当ございますので、そこでいろんな研究開発、企業様のニーズがあれば、ご要望があれば、それに対してお応えするというようなことは今でもやってございます。

それに加えて、来年度の新規事業でございますけれども、ことしから食品産業成長促進事業ということで、食品関連企業会をつくりまして、そこでいろんな事業をやっているということで考えております。その中の一つのメニューとして、食品のオープンラボをつくりましょと。食品関連企業会の皆さんが非常にいつ来ても使える、使い勝手がよい。加えて低廉に使える、基本的には使用料もなくということでオープンラボをつくらうとしています。で、そのオープンラボの機能でございますけれども、いろんな製造関連であるとか、パッキングであるとか、殺菌であるとか、いろんな機械を置きまして、1つは試作の機能。自社ではできない小ロットの試作。一般的に企業さん、ラインでは持っているんですけども、1品1品つくるといふ小ロットの生産設備は持っていないというところ

ろもございますので、自社でできない小ロットの試作をしようであるとか、実際に保有していない設備機能。いろんな圧力をかけたり、温度を変えたりしながら調理、処理をしていくという、そういう試作の機能であるとか、試作とセットで検査の機能もつくる。で、何度も何度も繰り返ししていくことが大事なんですけれども、そこに行けばその場で検査ができるというような、あるいは貸し出しもする。温度データが必要になってくれば、温度ロガーという機器を貸し出して、その企業が持って帰って、そこで試作開発をする、そういったような食品産業企業会を立ち上げまして、オープンラボの機能を産業科学技術センター内の一室に備えることによって、産業科学技術センターと食品産業企業の皆さん方が一体となってそういった商品開発に当たるようになっております。そういったところで、県もそういったところは後押ししておりますので、今後、商品開発がこれまで以上に進んでいくのではないかなというふうに期待しておりますのでございます。

以上です。

**倉原情報政策課長** カーラジオの件でございますが、今、副委員長ご指摘の箇所につきましては、実は昨年秋に一度、そのインバーター、原因はインバーターにあるんですが、そこにノイズフィルターをつけまして、一瞬よくなったんですが、それがちょっとうまく今機能していないということが10月ぐらいにわかりまして、10月の段階で改めてお店のほうにノイズフィルターの交換をしてくださいということをお願いしております。

現況確認したら、今月、3月5日に豊後大野市のほうと話をしながら、ちょっとまだ対策がとれていないという状況ですので、市と連携しながら、そこはまた粘り強くお願いをしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

**後藤副委員長** お金がかかるものなんですかね。

**倉原情報政策課長** ノイズフィルターという、そういう機械を、インバーターの周りにそれを置く必要があります。それは一度置いてくれたんですが、それは特に取りかえないと多分ノイズがなくなるという状況なので、もう一度取りかえてくださいというお願いを粘り強くしていこうと考えています。

**後藤副委員長** いやいや、ですから、それは何十万円もかかるような代物なんですか、金額的に。

**倉原情報政策課長** 金額的には、あそこの場合は非常にインバーター、大きなものがありますので、物によりますけれども、多分数万円から十数万円ぐらい。（「十数万円」と言う者あり）それを2台、あそこは2台ありますので、2台必要です。

以上です。

**後藤副委員長** 努力をしてください。我々が直接行くわけいかんものですから。（「何分かかるの、あれは」という声あり）1キロメートルぐらいありますね。

**倉原情報政策課長** 千歳側から三重の踏切のところまで、約1キロメートル弱ぐらいのところ。（「1分間か2分間こえんだけやろう」と言う者あり）

**末宗委員** 中島課長、さっきの件、ちょっと後から教えて。ちょっとあんまりにもわからないので。

**中島工業振興課長** はい、後ほど資料等を提出したいと思います。

**土居委員長** カーラジオの件ですけれども、私、車の後ろに、ベビー・イン・カーじゃな

くて侍・イン・カーというステッカーを張っております。マツケンが刀を抜いたところの絵があってですね。この間走りよったら、ドクター・マーサーの番組があっていて、リスナーの方が投稿いただいていた。先日、車で走りよったら侍・イン・カーという車を見かけた。隣に行って、どんな侍が乗っているのかなと思って中をのぞいたところというところで聞こえなくなってしまって、ええ、ノイズが。それで聞こえ出したら、ドクター・マーサーが、まあ、機嫌取り直してこの曲どうぞと言いよったので、何とされているのかなと。済みません、しょうもない話で。そういう状況もあります。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにないようですので、これで商工労働部関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔西山商工労働部長挨拶〕

**土居委員長** それでは、執行部の皆さまお疲れさまでした。

〔商工労働部退室〕

**土居委員長** この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にないようですので、最後に私から、一言挨拶申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**土居委員長** これをもちまして、商工労働企業委員会を終わります。

お疲れさまでございました。